

江戸時代後期の祇園と一生不通養子娘

鍛 治 宏 介

【要約】 本稿は、江戸時代後期の京都祇園に、一生不通養子という契約を結んでやってきた少女たちに焦点をあて、女性たちの人生の一端と、彼女たちが生きた祇園の政治的、社会的側面を明らかにしたものである。まず歴史史料を用いた祇園研究が不十分な実態を指摘した上で、第一章で、遊所祇園の歴史的展開を押さえ、これまで風俗統制の側面ばかりが重視されてきた行政対応に関して、入念な調査の上、経済政策を重視した施策がとられたことを明らかにした。第二章において、京都大学総合博物館所蔵祇園町文書を中心に、各地に残る証文類、出版された細見類、町奉行の史料、祇園関係の文書群などから、一生不通養子契約の実態を明らかにした。さらに第三章において、祇園にやってきた少女たちのその後を探るため、芸者奉公証文、遊女奉公証文を紹介した上で、祇園で生きた女性、外にでていく女性の事例を明らかにして、多様に存在した女性たちの人生のルートを描き出した。

史料 一〇四巻一号 二〇二二年一月

はじめに

本稿は、江戸時代後期の観光都市京都を代表する遊所祇園に、一生不通養子という、親子の縁を切り一生連絡を取らないことを誓った契約でやってきた少女たちに焦点をあて、彼女たちが過ごした遊所祇園の変遷と、祇園に生きた女性たちの人生を明らかにすることを主眼とする。

江戸時代の遊廓については、都市史や身分論の観点から、塚田孝氏、吉田伸之氏により、江戸の新吉原や大坂の各茶屋

町などを題材に、遊廓社会の構造分析が進められている^①。両氏は、遊女屋や茶屋に注目しながら、遊廓社会の存立のありようを明らかにしており、同様の視点から、全国の遊廓の研究も進んでいる^②。

一方で、当時の遊廓が浮世草子や洒落本などの文芸作品の舞台となったことから、文学研究においても遊女研究が進んでおり、男性客にとって遊女・遊廓が「自由円満」な社会であったという指摘や、遊廓で働く女性たちに「性を売るプロ」としての職業意識が存在した^③といった指摘がなされている^④。塚田氏らの研究が、遊女屋を中核として遊廓社会を描く経営者目線の遊廓研究としたら、文学作品を用いた研究は、おもに、客として遊廓を利用した文芸作者たちによって書かれた史料を用いた客目線の遊廓研究といえよう。

そのようななか、近年、遊廓で働く女性たちに視座を置き、精力的に研究を進めているのが横山百合子氏である。横山氏は、塚田氏らの成果を評価しながらも、これらの研究では、遊女たちが「商品として客体化され事実上意思を持たぬ存在として位置づけられている」^⑤点を鋭く批判し、裁判記録から遊女「かしく」の解放への強い意志を描き出し、火付け事件を起こした遊女たちの日記を題材に、遊女が文字を書くこと、その行為が本人に与えた影響まで分析を深めている^⑦。

横山氏の視点は、今西一氏の次のような述懐と重なりあうものである^⑧。

祇園町の女将たちは、自分の子どもは私立の中学校から大学にまで行かせながら、貧しい漁村や農村の娘を養女に取って、「仕込み」をやらせ、昼は「女中」に使って、教育は夜間中学で済ませていたのである。まさしく人身売買もある。「現代奴隷制」の世界であった。(略) 祖母や友人たちのような遊廓で働いていた女性側から、歴史を書いてみたい、というのは長年の課題のひとつであった。子どもの頃から祇園の芸妓さんや舞妓さんに囲まれて育った私は、彼女たちが陰で、女性の性を金で買う「旦那さん」たちを、いかに軽蔑しているかを、嫌というほど聞かされてきた。

また江戸時代の性の売買に着目し、都市下層民まで広がる売買春の実態を描きだした曾根ひろみ氏の研究^⑨、江戸時代の性の問題として家と遊所での性の違いを比較検討した倉地克直氏や沢山美果子氏の研究も重要である。^⑩

本稿では、これまでの遊廓研究の成果に学び、経営者、客、労働者、為政者ら遊廓に関わるそれぞれの立場を考慮しながら、また従来検討が不十分な芸者にも注目しながら、江戸時代後期に、遊所祇園に労働者としてやってきた少女達に着目する。観光都市京都のなかでも代表的な観光地である祇園は、その知名度に比して研究が進んでいない。長らく自治体史『京都の歴史』における守屋毅氏担当の遊所に関する記述が、江戸時代祇園の歴史的展開をおさえた代表的なものであった。^⑪守屋氏以降にも、加藤政洋氏や今西一氏らの研究が行われているが、いずれも依拠する史料が、明治初年に京都府勤業掛が作成した「京都府下遊廓由緒」^⑫や、享和二年（一八〇二）成立の滝沢馬琴の旅行記「羈旅漫録」^⑬などの随筆類に偏っており、町触以外的一次史料がほとんど用いられていないという難点がある。

一方で、江戸時代前中期の祇園を含む鴨東地域の開発については、高台寺文書、八坂神社文書、金屋町文書、上河原家文書、田中家文書などの一次史料を分析した研究が進んでおり、幕府や祇園社、建仁寺、高台寺らの領主層、町人らによる、祇園やその周辺地の開発の様子が、詳細に明らかになってきている。^⑭また明治・昭和初期の祇園についても、一次史料を用いた研究が二〇〇〇年代以降次々となされており、客層の分析など、着実に研究が進展している。^⑮文化的な面では、祇園祭の際に祇園の芸者たちが参加した祇園ねりものや、舞踊井上流についての研究が成果を挙げており、^⑯文学研究では、中村幸彦氏らが洒落本や漢詩文などを素材に祇園における遊女や芸者の活動の実態を描いている。^⑰

しかし江戸時代後期の祇園に関しては、いまだ『京都の歴史』の段階からそれほど進歩をみせていない。本稿では、なるべく一次史料を用いて、江戸時代後期の遊所祇園の様相、また労働者として働くために祇園にやってきた少女たちのライフコースを描きだしていく。そのなかで、従来、研究が不十分な芸者についても分析をしていくことになる。

なお本稿の二章以降で分析する祇園町文書については、熱田公氏が「祇園の遊女の実体を示す基本史料」として紹介し

ている。¹⁹⁾しかし、その基本史料を活用した研究は、管見の限りでは、勝峯月溪氏、脇田修氏、小林雅子氏らが簡単に紹介するものがある程度である。祇園町文書を初めとして、これまで十分に活用されていない歴史史料を用いて、遊所祇園とそこにやってくる少女たちの姿を描いていきたい。

- ① 吉田伸之「遊廓社会」(塚田孝編『身分的周縁と近世社会』第四卷、吉川弘文館、二〇〇六年)。塚田孝『近世大坂の都市社会』吉川弘文館、二〇〇六年。
- ② 都市史研究会編『年報都市史研究』第一七号、山川出版社、二〇一〇年。佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会』第一卷、吉川弘文館、二〇一三年。
- ③ 「特集 近世の遊女」(『日本文学』第四九卷第一〇号、日本文学協会、二〇〇〇年)。「特集 近世文学に描かれた性」(『国文学解釈と鑑賞』第七〇巻第八号、至文堂、二〇〇五年)。「特集 江戸文学と遊里」(『江戸文学』第三三号、ぺりかん社、二〇〇五年)。
- ④ 染谷智幸「日本の遊女・遊廓と「自由円満」なる世界」(染谷「冒險 淫風 怪異」笠間書院、二〇一二年 初出、二〇〇〇年)。
- ⑤ 佐伯孝弘「浮世草子に見る遊女の幽霊」(前掲注③『江戸文学』第三三三号)九頁。
- ⑥ 横山百合子「一九世紀都市社会における地域へゲモノの再編」(歴史学研究会編『歴史学研究』第八八五号、青木書店、二〇一一年)一二頁。
- ⑦ 横山百合子「遊女の「日記」を読む」(長谷川貴彦編『エゴ・ドキュメントの歴史学』岩波書店、二〇二〇年)。
- ⑧ 今西一「あとがき」(今西『遊女の社会史』有志舎、二〇〇七年)二六六～二六七頁。
- ⑨ 曾根ひろみ「娼婦と近世社会」吉川弘文館、二〇〇三年。
- ⑩ 倉地克直「性の文化」(倉地「性と身体の近世史」東京大学出版会、一九九八年 初出、一九九五年)。沢山美果子「近世の性」(『岩波講座 日本歴史』第一四卷、岩波書店、二〇一五年)。沢山美果子「買う男、身を売る女」(沢山「性からよむ江戸時代」岩波書店、二〇一〇年)。
- ⑪ 守屋毅「芝居と遊里」(京都市編『京都の歴史』第五卷、学芸書林、一九七二年)。守屋毅「奢侈の風潮」(京都市編『京都の歴史』第六卷、学芸書林、一九七三年)。守屋毅「遊所の行方」(京都市編『京都の歴史』第七卷、学芸書林、一九七四年)。
- ⑫ 加藤政洋「京の花街ものがたり」角川学芸出版、二〇〇九年。前掲注⑧今西著書。
- ⑬ 「京都府下遊廓由緒」(『新撰京都叢書』第九卷、臨川書店、一九八六年)。
- ⑭ 「髷旅漫録」(『新装版 日本随筆大成』第一期第一卷、吉川弘文館、一九九三年)。
- ⑮ 森谷尅久「祇園町」(『洒落本大成付録』第一四卷、中央公論社、一九八一年)。日向進「近世京都における新地開発と「地面支配人」」(日向『近世京都の町・町家・町家大工』思文閣出版、一九九八年 初出、一九九〇年)。日向進「(近江屋吉兵衛)と祇園町南側の開発」(同前書 初出、一九九二年)。岡佳子・谷直樹・三浦要一「近世京都・鴨東地区の新地開発に関する研究」(『大阪市立大学生生活科学部紀要』第四三卷、大阪市立大学生生活科学部、一九九五年)。鎌田道隆「近世都市における都市開発」(鎌田『近世京都の都市と民衆』思文

閣出版、二〇〇〇年初出、一九九六年。小出祐子「近世京都における新地開発について」〔日本建築学会計画系論文集〕第五三二号、日本建築学会、二〇〇〇年。小出祐子「都市の拡大（高橋康夫・中川理編『京・まちづくり史』昭和堂、二〇〇三年）。下坂守「近世祇園社境内における「新地」成立過程の研究」〔学叢〕第四一号、京都国立博物館、二〇一九年。下坂守「祇園の市街形成史」〔京都の文化的景観〕調査報告書「京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課、二〇二〇年」。

¹⁶ 横田冬彦「娼妓と遊客」（京都橘女子大学女性歴史文化研究所編『京都の女性史』思文閣出版、二〇〇二年。塚本章宏・中谷友樹「花街を訪れる人々」（矢野桂司他編『京都の歴史GIS』ナカニシヤ出版、二〇一一年。松田有紀子「祇園」（佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会』第二巻、吉川弘文館、二〇一四年。高木博志「金光教と遊廓・花街」〔金光教学〕第五八号、金光教教学研究所、二〇一八年。瀧本哲哉「戦間期における京都花街の経済史的考察」〔人文学報〕第一一五号、京都大学人文科学研究所、二〇二〇年。高木博志「大正期京都のロマン主義・花街・舞妓・夢」二（京都文化博物館

第一章 遊所祇園の沿革

本章では、遊所祇園にやってくる少女たちの分析をする前提として、江戸時代における京都の遊所の歴史を、祇園の発展の歴史を中心に概観する。京都の遊所の歴史は、秀吉時代における公認遊廓二条柳町の設置から始まり、六条柳町移転、寛永一七年（一六四〇）の島原移転と続いていく。島原（西新屋敷）は遊女屋を中心とする遊女屋町五町と、揚屋中心の揚屋町一町の六町からなる公認遊廓であるが、京都中心部からかけ離れている立地条件もあり、祇園に代表される京都各地の新地が、遊所として栄えていくことになる。

館編『舞妓モダン』青幻舎、二〇二〇年）。

¹⁷ 北川博子「祇園ねりもの」北川『上方歌舞伎と浮世絵』清文堂出版、二〇一一年初出、二〇〇八年。八反裕太郎『描かれた祇園祭』思文閣出版、二〇一八年。岡田万里子『京舞井上流の誕生』思文閣出版、二〇一三年。

¹⁸ 中村孝彦「茶屋・呼屋・置屋（京）」〔洒落本大成付録〕第二四巻、中央公論社、一九八五年。中村孝彦「祇園の芸子（一・二）」〔洒落本大成付録〕第二八・二九巻、中央公論社、一九八七・一九八八年。新稲法子「鴨東四時雑詞の世界」〔前掲注③〕『江戸文学』第三三号。

¹⁹ 熱田公「京都大学文学部国史研究室所蔵文書」〔日本古文書学会編『古文書研究』第二号、吉川弘文館、一九六九年〕一一〇頁。

²⁰ 勝峯月溪『古文書学概論』目黒書店、一九三〇年。六三九～六四〇頁。脇田修「元禄の社会相」（脇田『元禄の社会』塙書房、一九八〇年）九〇頁。小林雅子「公娼制の成立と展開」〔女性史総合研究会編『日本女性史』第三巻、東京大学出版会、一九八二年〕一五四～一五五頁。

祇園は、一七世紀初頭より祇園社と建仁寺領の田畑が芝居地として用いられるようになり、寛文一〇年（一六七〇）、翌一年に、幕府は、祇園社領及び建仁寺領であった四条周辺の河原地を収公し河岸整備を行った。^②鴨川東を南北に通る大和大路が開かれ、大和大路沿いに弁才天町、常磐町、廿一軒町、宮川筋に宮川筋一丁目、川端筋に川端町、四条通りに中之町のいわゆる祇園新地外六町が形成され、茶屋・旅籠屋、芝居小屋が建ち並ぶ遊所として発展していく。また四条通り北側の祇園社地広小路も、次々に新道が開かれ、町奉行所と領主祇園社による開発が進み、享保ころには林下町・橋本町・元吉町・清本町・末吉町・富永町の祇園新地内六町の名前が確認できるようになる。

寛文一〇年の町触で、京都町奉行所が、京都町中や寺社門前町に対して、遊女を抱え置くことを禁止すると同時に、清水、八坂、祇園、北野の茶屋において茶立女を一人置くことを許可しているように、^③遊所の発展には男性客に性的接待を行う女性の存在が伴っていた。^④享保初年に行われた調査では、祇園新地の茶屋数が四四軒、祇園町に七〇軒とすでに百軒を超える茶屋数が報告されており、この頃には川向こうの先斗町や、東山山麓の下河原のあたりまで、広大な遊興街を形成していたことがわかる。寛延三年（一七五〇）には、祇園を名指しして、料理茶屋、水茶屋での、夜更けまでや泊り込みでの接待を禁止した町触がでており『京都町触』第三卷九七二号）、遊所としての繁栄がうかがえる。

寛政二年（一七九〇）六月から七月にかけて、京都の祇園・七条新地・六条新地・北野地域で隠し売女の一斉検挙が行われ一一五〇人が召し捕らえられたが、この京都所司代らの独断をいさめる老中松平定信の指示により、この年一二月には、祇園・二条新地・七条新地・北野上七軒において、それぞれ遊女屋二〇軒を認め、一軒に付き一五人ずつの遊女雇用を認める大改革が行われる。^⑤茶屋についても、宝暦頃は京都の茶屋株が二一六株、寛政頃には三一八一株と増大していたところ、寛政四年（一七九二）に、一五八五軒への半減が計画されたが、定信の指示で差止めになっている。^⑥茶屋株は貸し借りも行われており、その管理は町役人が行っていた。^⑦この頃の幕閣や京都町奉行などの政策基調が、風俗統制のみならず経済対策にもあったことは曾根ひろみ氏が指摘する通りであり、^⑧定信は「名所などいふをみに人人来たりて戯樓に

のほりて、一日二日を過れば他邦之金銭ようやくその地へ落る」と指摘して、そのために遊所の必要性を論じている。

風俗統制と経済対策の両面から進められる政策に翻弄されながらも繁栄する遊所祇園の様子は、天保十一年（一八四〇）出版の『祇園新地細見図』で確認できるが、そこには大小の茶屋として、祇園町・祇園新地に三六四軒が記されている。^⑩

またこの時期、祇園芸妓が芸よりも色を売る様子を描いた文政五年（一八二二）刊の洒落本『河東方言 箱まぐら』、当代を代表する詩人中島棕隠が、祇園の風景や人々の姿を生き生きと描いた漢詩集『鴨東四時雜詞』、祇園新地富永町の茶屋を舞台にした天保二年（一八三一）刊の洒落本『鴨東訛言 老楼志』、祇園新地末吉町の茶屋が舞台の天保七年（一八三六）刊の洒落本『興斗月』など、祇園を舞台にした文学作品が数多く書かれている。^⑪ このように祇園遊所が栄えるなか、市中では、「商売之女子供ニ至迄も自然と遊女ニ似寄、衣服髪之鋳迄甚花美之風義ニ移、不相応成品致着用、櫛、かうかい、かんさし等数多差ものも有之」（『京都町触』第八卷一一八四号）という風習がうまれており、西陣北之御門町の天保七年制定の町式目でも、「町内娘たる者は役者并遊女体之風俗を可相嗜候。近比は流行等と申売女之風俗を見習候事、甚以心得違^⑫」と、町娘が見習うべき対象として遊女が位置づけられるようになっていく。

また遊女屋に所属する芸者・遊女の一部を載せる一枚摺細見が出版されるようになり、寛政一〇年（一七九八）の『祇園華楼遊繁栄』を嚆矢として、文政五年の『祇園細見芸妓銘鑑 全盛糸音色』まで、遊女を対象とするもの三点、芸者を対象とするもの三点が現存する。^⑬ 祇園の冊子体細見は一枚刷りに遅れて、天保十一年の遊女細見『園のはな』と芸者細見『園乃夜桜』が初見となる。^⑭ また天保十三年（一八四二）には祇園芸妓の評判記『花競園の曙』も出版されている（刊行年は本文の記述から推定）。天保十一年における祇園の遊女と芸者の数を同年刊行の遊女細見『園乃夜桜』、芸者細見『園のはな』から一覽にしたのが表一である。この時期、一三軒の遊女屋が存在しており、各遊女屋に遊女が計二三二人、芸者が計八二十四人と、芸者の方が三倍近く多いことがわかる。なお芸者については、宝暦年間の洒落本類の記述が祇園における初見といわれる。^⑮ そこから表一のような状況になる歴史的展開は残念ながら判明しえない。

表一 天保11年（1840）遊女屋別
祇園芸者・遊女数

	遊女	芸者	総数
祇園町 万屋安兵衛	12	55	67
祇園町 井筒屋定次郎	12	15	27
祇園町 吉田屋平三郎	31	17	48
松湯町 桜井屋平太郎	10	40	50
富永町 井筒屋庄兵衛	24	108	132
末吉町 井上屋吉之助	5	62	67
富永町 玉屋市太郎	52	62	114
末吉町 京屋喜兵衛	0	59	59
松湯町 常磐屋寅吉	17	41	58
富永町 三枿屋勇藏	24	70	94
末吉町 萬屋嘉吉	21	96	117
富永町 近江屋市太郎	10	118	128
富永町 京井筒屋寅之助	14	81	95
	232	824	1056

を構罷在候^⑭」と、手狭な島原に全員が移るのは無理なため、一部は近国に移ったが、多くは、祇園辺りに潜み、また下御霊社の近辺に怪しい店が出没するという事態になったようである。

嘉永四年（一八五二）一月に、「祇園町、同新地、二条新地、北野、七条新地江如以前遊女商売并芸者共差免」（『京都町触』第二二卷二六九号）という触がだされ、祇園においても再び遊女商売が可能になる。その翌年閏二月に京都西町奉行に就任したのが、陵墓修復事業や湖北通船路開鑿事業を主導した人物として知られる浅野長祚である。^⑮浅野は、就任直後より遊所の実情に関して聞き取り調査をはじめ、七月には意見書を提出し、その後も京都所司代脇坂安宅と意見を交換しあいながら、同年に「四ヶ所遊所之儀ニ付別段申上書」という報告書をまとめている。^⑯

この嘉永の政策により、天保一三年以前の状態に祇園は戻ったように一見みうけられるが、天保一一年（一八四〇）版の細見『園のはな』と、安政四年（一八五七）版の細見『全盛糸音色』を比較すると、前者の遊女屋が一三軒なのにな

このような繁栄を極めていた祇園に、天保の改革の波が訪れる。天保一三年（一八四二）、島原以外の遊女屋と茶屋は、商売替えをするか、島原移転をするかという選択を突然迫られることになった。この時取り払いになったのは「遊女百式十人、芸子千三百七拾五人^⑰」という膨大な数にのぼり、この時期の祇園の状況を公家水無瀬家の家司は「甚淋敷趣承及び申候^⑱」と表現している。しかし余りに強引な政策であり、「手狭之上、不便之傾城町へ千四百五人之分入込候ても身過難出来より、近国江も少々ハ散在致、其余ハ矢張祇園辺に潜み居、内々の持いたし候事ニ而、遊所茶屋等之名目ハ潰れ候而も、京地之遊客二千四五

百人之分ハ減し不申候間、丸太町御霊近辺に席貸之名目ニ而怪敷住居

して後者は一六軒であり、また寛政一〇年（一七九八）から一貫して細見に載り続けていた京井筒屋や桜井屋といった遊女屋の名前が、前者を最後に姿を消しており、後者では、島村屋、若松屋、つる屋、三浦屋、大つる屋という遊女屋が新たに登場していることが確認できる。浅野長祚の調査によると、これらの天保改革以降に登場する遊女屋は、全て島原の出張店であり、やはり天保改革を経験して遊廓の構造が大きく変化していたことがうかがえる。

この浅野の遊所政策の主眼は「京地潤助」であった。浅野は、京都の実情を調べずに強引な政策を行った天保時の政策を批判し、「京地潤助」のために祇園の芸者は、不可欠な存在であると位置づけている。浅野在任中に、安政三年（一八五六）一〇月には祇園町、祇園新地などでの茶屋商売の復活が図られており（『京都町触』第二巻七〇六号）、その直後の一月には、茶屋渡世加入者に対して、取締方遊女屋中と西新屋敷差配所より守るべき条々が示されている。²⁴ なお浅野の調査により、この時期、祇園の茶屋（客請屋）は四四五軒であったことがわかる。²⁵ さらに浅野の治政下で、祇園新地のなかでも北東端にある橋本町と林下町は「土地不弁利」なために、町内に許可されている遊女屋渡世、茶屋渡世を大和大路二十一軒町・常盤町・弁才天町・四条中之町・川端町・宮川筋一町目に振り替える処置が施されている。²⁶ また安政四年の芸者細見末尾には、「遊女屋取締惣代 京屋喜兵衛 名代 叶屋喜兵衛」²⁷とあり、遊女屋取締惣代という役職の存在を確認できる。京屋喜兵衛は、祇園新地末吉町の遊女屋であるが、叶屋喜太郎は縄手通りに店を構え、芸者細見など祇園遊所関係の出版も多くてがける版元である。²⁸ 浅野の積極的な政策により遊女屋組織も整備されている。

「京地潤助」という方針は、安政の大獄で浅野が失脚した後の京都市政にも受け継がれており、浅野に代わり、大老井伊直弼派の小笠原長常が京都西町奉行に就任後の安政六年（一八五九）、京都西町奉行所より、西陣の回復のために遊所各地の芸者や遊女は西陣織の衣類を着るようという通達が、島原と遊所各所へ回されている。²⁹ また遊所の売上げ高の調査なども何度も行われており、³⁰ 京都の繁栄に遊所の活況維持が重要であるという認識は続いていた。

以上、祇園遊所の発展の沿革と行政対応の概略をおさえた。次章より、この遊所祇園に一生不通養子娘契約を結んでや

つてくる少女たちの姿をみていきたい。

- ① 杉森哲也「鳥原」(前掲はじめに注②佐賀朝他編書)。
- ② 前掲はじめに注⑤森谷尠久論文。前掲はじめに注⑤下坂守「祇園の市街形成史」。
- ③ 「京都町触」四九九号(京都町触研究会編『京都町触集成』別巻二、岩波書店、一九八九年)。以後「京都町触集成」収録の町触は、本文に「京都町触」第〇巻〇号の形で注記する。
- ④ 「京都御役所向大概覚書」(「京都御役所向大概覚書」上巻、清文堂出版、一九七三年)二八七頁。
- ⑤ 牧英正「新吉原町へ為取遣という仕置について(二)」(『法学雑誌』第二二巻第一号、大阪市立大学法学会、一九六五年)三五～三九頁。
- ⑥ 「煙花新議」上巻所収「御免遊女屋御取締方之儀ニ付愚存申上候」(国立国会図書館(二四〇・一〇)・蘇武緑郎・今関良雄編『未刊珍本集成』第二輯、古典保存研究会、一九三三年 三七四頁)。
- ⑦ 「茶屋株貸先名前帳」(天保一〇年(一八三九)《京都大学文学研究科図書館(国文Vr二九)》)。
- ⑧ 曾根ひろみ「近世売買春の構造」(前掲はじめに注⑨曾根著書 初出、一九七七年)。
- ⑨ 松平定信「宇下人言」(「宇下人言・修行録」(岩波文庫) 岩波書店、一九四二年)一四三頁。
- ⑩ 「祇園新地細見図」(『京都摺物集成』京都市歴史資料館、二〇二〇年)。
- ⑪ 「河東方言 箱まくら」(『洒落本大成』第二七巻、中央公論社、一九八七年)。「鴨東四時雑詞」(斎田作楽編『鴨東四時雑詞註解』太平書屋、一九九〇年)。「鴨東詠言 老松志」(『洒落本大成』第二八巻、中央公論社、一九八七年)。「興斗月」(『洒落本大成』第二九巻、中央公論社、一九八八年)。
- ⑫ 「定」(『京都町式目集成』京都市歴史資料館、一九九九年)六一頁。
- ⑬ 鍛冶宏介・酒井光・浦あゆみ・岡颯馬・唐沢むつみ・水田健斗・山田実李・吉田茉友・富岡尊羅「京都祇園の芸者細見」(『祇園細見芸者銘鑑 全盛余音色』)《人間文化研究》第四一号、京都学園大学人間文化学会、二〇一八年)一六五頁。
- ⑭ 「祇園六街歌妓名譜 園のはな」(《立命館大学アートリサーチセンター所蔵(arcBK四一〇二七)》同館ウェブサイト「ARC所蔵・寄託品 古典籍データベース」参照)。「祇園新地娼婦名譜 園乃夜桜」(小林勇「祇園新地娼婦名譜 園の夜桜」(『親和国文』第二八号、親和女子大学国語国文学会、一九九三年)。
- ⑮ 「花競園の曙」(《立命館大学アートリサーチセンター所蔵(havBK〇六・〇〇二二)》同館ウェブサイト「ARC所蔵・寄託品 古典籍データベース」参照)。
- ⑯ 前掲はじめに注⑮中村幸彦「祇園の芸子(一)」七頁。
- ⑰ 前掲本章注⑥「御免遊女屋御取締方之儀ニ付愚存申上候」三七六頁。
- ⑱ (村上助九郎宛星坂土佐介等書状(鍛冶宏介編『海士町村上家文書調査報告書』海士町役場、二〇一三年)五一頁)。
- ⑲ 前掲本章注⑥「御免遊女屋御取締方之儀ニ付愚存申上候」三七六～三七七頁。
- ⑳ 川田貞夫「幕末修陵事業と川路聖謨」(『書陵部紀要』第三〇号、宮内庁書陵部、一九七八年)鈴木栄樹「京都御備」としての安政期の湖北通船路開鑿事業」(『人文学報』第一〇四号、京都大学人文科学研究所、二〇一三年)。
- ㉑ 前掲本章注⑥「煙花新議」下巻所収「四ヶ所遊所之儀ニ付別段申上

書。

三八一頁。

②② 前掲本章注⑭『園のはな』。『祇園新地歌妓名譜 全盛糸音色』〔京都府立京都学・歴史館所蔵（和九〇・一三〇）〕同館ウェブサイト「京都府立京都学・歴史館デジタルアーカイブ」参照。

②③ 前掲本章注⑫「四ヶ所遊所之儀ニ付別段申上書」四〇五～四〇六頁。

②④ 「芸娼妓名簿并祇園新地規則書等綴」内「定」〔京都府立京都学・歴史館（館古二二二）〕。

②⑤ 前掲本章注⑥「煙花新議」上巻所収「脇坂安宅宛浅野長祚返答書」

②⑥ 「御受書」（安政四年（一八五七））〔京都府立京都学・歴史館所蔵祇園内八町文書（館古一五五・一六号）〕。

②⑦ 前掲本章注⑫『全盛糸音色』。

②⑧ 前掲本章注⑬鍛冶宏介他論文一六四頁。

②⑨ 『大日本維新史料 類纂之部 井伊家史料』第二四卷、東京大学史料編纂所、二〇〇五年 九四号。

③⑩ 同前『井伊家史料』第二四卷一二二号・一一八号。

第二章 一生不通養子娘の実態

本章では、各所に残る一生不通養子娘証文から一生不通養子娘の実態を検討する。寛保三年（一七四三）の町触によると、江州の僧侶顕隨が、清水寺門前三町目の茶屋にて、茶屋の主人大津屋りんの娘を殺害する事件が発生している（京都町触」第二卷一六六八号）。ここで注目すべきは、町触にて、殺害された娘のように「娘并親類縁者女」などといって、茶屋が「前々相定候女老人之外女を多抱置」いている現状を町奉行所が指摘していることである。茶屋では茶立女を一人置くことが認められていたが、それ以外に、娘や親類という名目で女性を雇い客を取らせている、というのである。茶屋一軒に茶立女一人という雇用条件があった島原以外の遊所で、その対策として養子として娘を抱え置くという慣習がうまれ、本章で扱うような一生不通養子娘契約という形態も定着していったのであろう。

これまで一生不通養子については、おもに法制史の分野で議論がなされてきた。^① 石井良助氏は、各地の不通養子証文を紹介するなかで、特に京都においては、「是迄之為養育料」という形で、奉公人の対価である身代金を親が受け取っており、身売契約を擬装したものであること、本証文と別紙一札との別があることなどを指摘している。^② 西村信雄氏も一生不通養子契約は「養子縁組を仮装した人身売買の証文」^③であることを指摘しており、牧英正氏は、「人身売買禁制に対する

脱法手段というよりも、実親との関係を断絶するという方に重点があつた」^④とする。

では実際に祇園にやってきた少女たちの親が養子先と交わした一生不通養子証文を確認してみる。^⑤

一生不通養子娘証文之事

一、我等実娘しな与申当年九才ニ相成候者、身上不如意ニ付養育世話難相成、依之諸親類兄弟一統我等本人得心之上、其許殿江一生不通養子娘ニ進申候処実正也。然ル上ハ此者ニ付脇外より違乱妨申者老人茂無御座候。向後其許殿御心任実子同然ニ御取計可被成候共、此方より聊差構一言之申分毛頭無御座候。御公儀様御法度之切支丹宗門ニ而茂無之、宗旨者代々日蓮宗ニ紛無之。則

寺請狀別紙取之可進候。以来其許殿之宗門ニ御加入可被下候。万一病死頓死不慮之儀ニ而相果候共、此方江御届ケ不及、何方江成共宜敷御葬可被下候。其様子跡ニ而承り候共恨不足決而申入間敷候。其外此者ニ付如何様六ヶ敷出入出来仕候共、右娘是迄之儀御座候ヘハ我等何方迄茂罷出埒明、其許殿江少し茂御難儀相掛ケ申間敷候。為後日一生不通養子娘証文依而如件。

嘉永六年丑ノ十月

今出川通六軒町西入町中借家
実親 松坂屋新七 (印)

同 妻さく (印)

大宮通寺之内下ル町中借家
実伯父 松坂屋仁兵衛 (印)

同伯母 同居こう (印)

栗田領北木之本町
口入 榊屋甚兵衛 (印)

不通娘しな (印)

(前字)
年年九才

川端四条上ル
八百屋お虎殿

嘉永六年（一八五三）に、京都西陣の西上善寺町の松坂屋新七らが、川端四条上ルの八百屋虎に、当時九才の実娘しな

を一生不通養子娘としてだした際の証文である（後掲表二の一七番）。生活困難でしなの養育が困難になり、一生不通養子娘に遣わすこと、しなの宗旨は代々日蓮宗であること、病死などしても実親に届けはいらぬことなどを約束している。

嘉永五年（一八五二）に浅野長祚が町奉行として着任した京都は、「京師衰微シテ上京ノモノヲ売テ食ヲ途ニ乞フ」という状態であり、長祚着任時に最初に行ったのが西陣での施粥であった。西上善寺町にもほど近い西陣の芝薬師町の分析を行った杉森哲也氏は、機業関係の同業者町といえる同町に住む借家人の半分以上が織物下職であり、生活が零細かつ不安定で、家持に上昇できない層が広範囲に存在していたことを指摘している^⑦。借家住まいの松坂屋新七の生業は確認できないが、このような社会背景のもと、困窮に陥り、娘を養子にだすことになったのであろう。また宛先の八百屋虎は、天保一一年（一八四〇）刊の『祇園新地細見図』に、川端四条を上がったところに「八百鹿」という名前の茶屋を確認できる^⑧。虎はこの鹿の後継者である茶屋であると推定される。

この本紙証文に付随して交わされるのが次の別紙証文である（祇園町一〇七号）。

別紙一札之事

一、金貳両

右者我等実娘しな与申者者、本紙証文之通り其許殿江一生不通養子娘二進申候所、我等身上不如意ニ付相続難相成、依之無拠金子御無心申入候処御承知被成下、則是迄之為養育前書之金子送り被下、忝慥ニ受納仕候所実正也。然ル上者重而右牀之無心決而申入間敷候。且亦右娘此後二到、其許殿御勝手ニ付、傾城遊女者不及申ニ、如何鉢賤敷給金先借之奉公ニ御出し被成候共、我等最初より得心之上親子兄弟之縁切、其許殿江不通養子娘二進申候上者、行末御勝手ニ御掛ケ被成候共、其節毛頭違背申入間敷候。為後日金子御無心申入、得心之上差入申別紙依而如件。

嘉永六年丑ノ十月 実父 松坂屋新七（印）

※他五人略（本紙証文と同じ、住所はなし）

この別紙一札は、実娘を祇園の茶屋八百屋へ養子に出していた実親松坂屋新七が、養子先から、これまでの養育料という名目で貰った二両の領収書である。実親松坂屋は、娘しなどは親子の縁を切ったので、以後は「傾城遊女」はいうまでもなく、どのような賤しい給金先借りの奉公にだされても問題はないと養子親に約束している。この養子契約は、西村氏が指摘するように、「養子縁組を仮装した人身売買」であつたといえよう。またこの一件に付随して、松坂屋新七の旦那寺本法寺塔頭教行院から下寺町五条下ルの長光寺宛ての「寺送り状」（祇園町二二二号）と、「今出川通六軒町西入西上善寺町年寄卯右衛門」から「御年寄町中」宛ての「送り状之事」（祇園町一〇五号）も残されている。

京都大学総合博物館所蔵祇園町文書を中心に、各所に残る祇園関係の一生不通養子娘関連文書から抽出した少女たちの一覧が表二となる（以下、表二記載の案件を示す場合、〇〇番と表記する）。

表二には、享和三年（一八〇三）のひさの事例から、明治五年（一八七二）の琴の事例まで一一六人の少女の事例をとりあげている。一一六例中、祇園町文書が九五例（五番は京都大学法学部図書館にも関連文書が、六六番は東京大学法学部研究室にも関連文書が残る）、東北大学附属図書館が六例、京都大学法学部図書館と東京大学法学部研究室が五例ずつ、九州大学附属図書館付設記録資料館所蔵法制史料が三例、早稲田大学図書館所蔵滝川政次郎氏収集文書が二例、西村信雄氏所蔵文書と所蔵先不明が一例ずつとなる。事例の大半を占める祇園町文書は、三浦周行氏が京都帝国大学着任後に収集した文書群の一つであり、大正五年（一九一六）に一通一銭で古書店から購入されたものである。^⑩その他の所蔵機関に残っている文書も、基本的に収集史料であり、いずれかの段階で、古書店から現在の所蔵機関に購入されたものと類推される。上述したように同じ案件の文書でも、別々の所蔵機関に分蔵されている事例もある。

表二 一生不通養子娘一覧

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
せき	ぢう	八重	きく	だい	よね	あい	いし	とめ	とく (菊葉)	かよ	なを	さち	ひさ
嘉永4年	嘉永2年	嘉永2年	①嘉永2年 ②嘉永3年	嘉永1年	弘化2年	①天保5年 ②天保8年	天保3年	天保3年	①天保3年 ②天保8年 ③天保13年 ④安政5年	文政5年	文化14年	文化7年	享和3年
9	5	6			7	19 16		7	23 17 12 7	12	7	8	19
「一札」(芸者奉公等承認)	本・別・寺・「一札」(養子の件実母せき了承)「送り一札之事」(宗旨加入願)	本・別・「別紙一札」(遊女奉公承認)	①借②借	本	本・別	①芸・寺・「差入申別紙一札之事」(遊女奉公承認) ②「一札」(芸者暇にて金子返却猶予願)	借	の件実父承認	①本②「一札」給金先借奉公承認③寺・為取替証文之事(娘養子に違わす)④「差入申縁切一札」	奉	本・別	本	遊
実祖母 郭すへ	実父 榊屋治助	山城屋平治郎		井筒屋鶴吉同居(う御門町)	親 平野屋伊助 実祖母 吉野屋とわ	実父 丹後屋藤助	実父 忠兵衛	実母 すゑ	親 丹波屋佐兵衛 ①祖父 近江屋伊兵衛②④実母 きく	父 丹波屋佐兵衛	実父 みの屋伊兵衛	父 大外屋良助	実父 河内屋久蔵
側 不明門通魚棚上ル町西	北野内野式番町借家	下魚棚四丁目		大黒町松原下ル町(北御門町)	上立売千本西江入作庵町借家	建仁寺門前金屋町	満屋町 借家	河原町三条下ル大黒町	河原町四上ル大坂町 ②建仁寺新地三ツ森町(三盛町)④建仁寺門前山城町	河原町四上ル大坂町		竹屋町富小路西入町(菊屋町)	竹屋町富小路西入町
岩井屋まさき	八文字屋甚兵衛・さと	藤屋庄兵衛		柳屋弥七・やす	若狭屋つる	近江屋市次郎	井筒屋庄兵衛	大和屋七兵衛・まさ	①山形屋磯松②山形屋磯吉③④岩井屋まさき	大和屋七兵衛	大和屋七兵衛・まさ	大和屋七兵衛・まさ	花菱屋万太郎
播磨屋宗兵衛	刷毛屋清助				刷毛屋清兵衛	井筒屋喜六		播磨屋茂兵衛		和泉屋惣七			井筒屋嘉兵衛
養育料3両	養育料1両1歩	樽代1両1歩	①金子2両借 用②2歩銭5 00文借用		樽代1両	①年季12年、 給金13両		歩 養育料6両2 4ヶ月芸者奉 公年季切増に て3両借用		年季13年	養育料5両		養育料・樽代 年季5年、給 金25両
祇園町13・14・2・1 43・153・154・ 209	祇園町31・173・1 74	祇園町26	①祇園町166②祇園町 165	祇園町20	祇園町63	①②東大法		東北大75-11-14	①祇園町11②祇園町1 23祇園町134・22 8④京大法1027	東北大75-5	東北大75-2-11-2	東北大75-7	京大法

文書所蔵(注2)

件番	名前	和暦	年	文書(注1)	保護者	保護者居所	養子・奉公先	口入	養育料・機代	文書所蔵(注2)
15	あい	①嘉永4年 ②安政4年	17 11	①寺・人・「預り申一札」 (寺)送証文と引連に養育料 支払「印鑑」「縁切一札」 「得心之上縁切申一札之事」 「得心一札」「縁切一札」 「縁切返り一札」②無	①実父 河内屋清兵衛 ②実兄 河内屋龍次郎	川原町三条上ル式丁目 下丸屋町	①大増屋いそ② 大増屋いそ改名 柳	①播磨屋茂兵衛	①養育料5両 ②5両無心	①京大法17511-11 4②京大法2684
16	ぢう	嘉永5年	8	本・「別紙一札之事」(養子 先変更「一札」(前養親所 持の寺送証文にて代用)	実父 榊屋吉兵衛	五辻千本東へ入姥ヶ桐 ノ木町借家	川内屋しめ	近江屋定七	養育料2両2歩	祇園町30・175・1 76・2008
17	しな	①嘉永6年 ②安政3年 ③安政6年	15 12 9	①本・別・寺・人・「預り 書」(機代受取) ②借③無	①②実親 松坂屋新七 ③実母 きく	今出川通六軒町西入町 (西上善寺町) 借家	八百屋虎	榊屋甚兵衛	①養育料2両 ②3歩借用③ 1両2歩無心	①祇園町57・104・ 105・107・221 2②祇園町108③祇園町 106
18	きく	嘉永7年	9	本	槽や亀八	新町今出川上ル元新在 家町家持	八文字屋まつ			祇園町64
19	こま	嘉永7年	9	本・別	実祖母 木綿屋なか	不明門通五条上ル町 (玉屋町)	万屋さと	播磨屋茂兵衛	養育料4両	祇園町50・2006
20	そで	嘉永7年	12	本・別	実兄 鍵屋弥三郎	栗田御領柚木町(柚之 木町)	大坂屋かな	宇治屋伊八	養育料15両	東大法京阪38-1・2
21	すへ	安政2年	7	本	実父 北村屋弥助	下立元智恵光院西入ル 下丸屋町	浪花屋稲石衛門	刷毛屋梅吉	養育料1両2歩	祇園町18
22	きみ	安政3年	12	本・別	実父 海老屋武兵衛	高倉通二条上ル東側天 守町借家	榊屋きさ	播磨屋茂兵衛	養育料2両	祇園町2・139
23	こと	安政3年	7	本・別	伯母婿 榊屋平兵衛	新榎木町御霊辻子西草 堂町	万屋さと	播磨屋茂兵衛	機代2歩	祇園町48・95
24	はつ	①安政3年 ②安政4年 ③安政5年 ④文久4年	18 12 11 10	①本②寺③「一札」(芸者 奉公の取決「得心一札」 (養子先 芸者奉公承認) ④本・寺・「一札」(芸者奉 公より不通養子に切替)	①親代親類 美濃屋 千之助③養父 伏見 屋政次郎④養親 伏 見屋政次郎事政吉	①新島丸切通し錦町④ 河原町通丸太町上ル式 町目出水町	①伏見屋政次郎 ③三軒屋勇蔵④ 近江屋長七	①近江屋三郎 兵衛④播磨屋 茂兵衛	④養育料23両	①祇園町16②祇園町2 11③祇園町159・1 60④祇園町17・16 1・162・2110
25	さと	安政3年	8	本・別	実伯父 竹屋與右衛門	城州宇治郡南木幡村家 持	万屋たに	佐渡屋善太郎	養育料5両	九大法制史料186- 1・2
26	たみ (君栄)	①安政3年 ②安政6年 ③慶応1年	20 14 11	①本・別②芸・別・寺2・ 人・「差入申別紙一札之事」 (養子親渡世筋品替の際の)	①実父 木瓜屋佐七 ②③養母 松屋きく ④実母 てる	千本廻り木瓜原町貸屋	①松屋菊②近江 屋松太郎③大増 屋柳・近江屋松	①綿屋庄兵衛 ②播磨屋茂兵 衛③綿屋庄兵	①養育料1両 2歩②年季1 2年11ヶ月、	①京大法1747-11② 京大法1747-2③5 京大法2112④京大

江戸時代後期の祇園と一生不通養子娘（鍛治）

41	40	39	38	37	36	35	34	33		32	31	30	29	28	27	
徳	べん	いわ	むめ	かつ	八重	せい	ふて	かど		はる	むめ	むめ	とめ	よね	ふじ	
文久1年	文久1年	万延2年	万延2年	万延1年	①万延1年 ②慶応4年	万延1年	安政7年	安政6年		①安政6年 ②明治4年	安政6年	安政6年	安政5年	安政4年	安政4年	④慶応3年
8	9	11	10	8	19 11	10	9	9		23 11	5	7	8	6	8	22
本・別・寺・人	本・別	本・別・寺・人・「印鑑書」	本・別・寺	本・別	①本・別・寺・「一札」(養子一件、親類承認) ②無	本・別	本・「印鑑書」	本・別	子親死去にて娘引渡し	①本・別・寺・人・「一札」之事(養子一件兄弟承認)「一札」(養子一件兄弟意向確認) ②「一札之事」(養子親死去にて娘引渡し)	本・別・寺・「所書印鑑」	本・別	本・別	本・「一札」(離縁済みの実父・養子承認)	本・別	取決「一札之事」(樽代受取) ③無④無
実父 中屋重兵衛	実父 伏見屋常七	実父 百姓久兵衛	実父 丸屋卯兵衛	実父 墨形屋孫八	名前人 久治郎 実弟 丸屋	駿賀屋常吉	実親 加賀屋庄兵衛	実伯父 板屋与兵衛		実父 播磨屋庄助	実父 河内屋治郎兵衛	実兄 百姓佐吉	実父 大津屋辰之助	親 金屋源之助	実父 夢屋利助	
西九条村藤ノ木町借屋	新町万寿寺下ル町(材木町) 東側会所	東寺領南出在家	岩上通御池下ル東側上巴町借家	高台寺門前鷹尾(鷲尾カ)町借家	借家	大宮六角下ル町(六角大宮町)	三條川東新堺町和国町	西堀川通三条上ル町(姉西堀川町)家持		江州滋賀郡大津宿丸屋町	馬町通建仁寺町東入二丁目	丹州桑田郡山国之庄上町貸屋	西洞院松原上ル西洞院町貸屋	大仏西門町借家	川原町四条下ル稲荷町貸家	
井筒屋庄次郎	八百屋とよ	井筒屋庄次郎	大和屋せう	井筒屋みつ	岩井屋まき	丹波屋安兵衛	伏見屋重次郎	丸屋しま		①山本屋とみ②山本つる	丹後屋源兵衛	井筒屋金助	榊屋平兵衛	松屋太助	沢治屋こま	太郎④大増屋柳兵衛
	播磨屋茂兵衛		播磨屋茂兵衛	播磨屋茂兵衛	佐渡屋善太郎		美濃屋いし	丹波屋嘉吉(嘉七)		播磨屋茂兵衛	桐屋岩吉	播磨屋茂兵衛	大津屋文吉	刷毛屋梅吉	井筒屋喜六	衛・播磨屋茂兵衛
養育料2両	養育料9両	歩	養育料5両2	養育料3両2	②2両無心	歩	養育料3両2	養育料4両2		歩	樽代1両	樽代2歩	分	歩	養育料1両	給金25両③32両無心④3両無心
祇園町70・119・1	早稲田大滝川23・11	15・116・222	祇園町68・112・1	祇園町37・198・2	九大法制史料185・138	①祇園町85・136・137・229②祇園町138	祇園町84・130	所蔵者不明2通		①祇園町14・89・141・151・152・213②祇園町88	祇園町49・93・94・230	祇園町32・177	祇園町86・144	1・2	早稲田大滝川23・11	法1747・2

件番	名前	和暦	年	文書(注1)	保護者	保護者居所	養子・奉公先	口入	養育料・樽代	文書所蔵(注2)
42	みき	文久1年	9	本・別	実父 近江屋末吉	西八条村櫛笥町	桂屋うた		養育料2両	20・2223
43	よね	文久2年	11	本	実親 丸屋弥助	大宮通樺木町上ル菱屋	八文字屋米三郎・まつ・はま			東大法京阪38―5・6
44	あい	文久2年	11	本・別	実父 嶋屋弥助	町北組借家	福嶋屋せい	丹波屋嘉兵衛	養育料40両	祇園町74・122
45	もん	文久2年	8	本	実伯父 和田屋善兵衛	今出川寺町西へ入下御輿町(下神輿町)家持	魚屋しな	大坂屋弥助		祇園町1
46	寿栄	文久3年	10	本	実父 堺屋藤吉	大仏本町拾丁目家持	近江屋いく	大坂屋弥助		祇園町27
47	はる	文久3年	6	本	実父 糺屋弥三郎	高台寺町前鷺尾町借家	加賀屋長兵衛	丹波屋嘉兵衛		祇園町76
48	あい	文久3年	9	本・別	養母 十文字屋てる	三条通大橋東三丁目	河内屋こと	播磨屋茂兵衛	養育料1両2歩	祇園町3・146
49	ふじ	文久3年	16	本・別・「一札」(安政5年茨木屋源次郎方へ金7両にて養子の所・養子先変更)	実姉 越前屋ゆき	建仁寺町前井手町	加賀屋長兵衛	丹波屋嘉兵衛	養育料95両	祇園町72・73・12
50	ちよ	文久3年	16	本・別・寺	実父 八幡屋久兵衛	二条川東新高倉二王門下ル福本町家持	山本屋つる	播磨屋茂兵衛	養育料45両	祇園町9・149・23
51	きく	元治1年		「一生不通請人申入置候事」	―		伏見屋重次郎			祇園町39
52	ひろ	①元治1年 ②慶応1年	12 11	①本・別・得心「一札」(落印にて再請状)②無・「一札」(金子無心の札)	実兄 榊屋太吉	(大坂天満 法福寺門前小嶋町借家	丹後屋源兵衛	はりまや茂兵衛	①樽代21両 2分②5両無	①祇園町54・100・103 ②祇園町101・102
53	しか	元治1年	13	本・別	実父 岡田屋乙吉	大宮七条上ル町(御器屋町)借家	能登屋きの	丹波屋儀助	養育料5両	祇園町140・196
54	はる	元治1年	10	本・別	実父 岡田屋乙吉	大宮七条上ル町(御器屋町)借家	能登屋きの	丹波屋儀助	養育料5両	祇園町140・196
55	あん	慶応1年	9	本・別	実母 万屋やす	河原町二条下ル丁船入町借家	村嶋屋市太郎	鍵屋利助	養育料5両	祇園町35・184
56	ふじ	慶応1年	9	本・別	実兄 大高屋種次郎	河原町二条下ル丁船入町借家	岩井屋すみ	播磨屋茂兵衛	養育料5両	西村信雄所蔵2通
57	むめ	慶応2年	13	寺	兄 金屋喜助	大坂白子裏町借屋	丹後屋源兵衛	播磨屋茂兵衛	養育料25両	祇園町220
58	なを	慶応2年	15	本・別	父 京屋助七	建仁寺門前井手町借家	翁屋もと	播磨屋茂兵衛	養育料25両	祇園町5・157
59	なを	慶応2年	12	人	父 与兵衛	摂州嶋上郡広瀬村百姓	大坂屋なみ	木綿屋増治郎	養育料6両	東北大75―3
60	きく	慶応2年	9	本・別	乍実伯父親代 万屋彦治郎	新吉長町二条上ル借家	井筒屋正五郎	井筒屋彦助	養育料6両	祇園町7・150
61	さと	慶応2年	9	本	実親 広嶋屋忠八	油小路御池上ル町(押	但馬屋吉兵衛	井筒屋彦助	養育料・樽代	祇園町21

江戸時代後期の祇園と一生不通養子娘（鍛冶）

78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62
むめ	すへ	まん	かね	やゑ	ふく	きく	まさ	きく	みつ	とみ	たか	すゑ	うた	つる	鉄	あさ
慶応4年	慶応4年	慶応3年	慶応3年	慶応3年	慶応3年	慶応3年	慶応3年	慶応3年	慶応3年	慶応3年	慶応3年	慶応3年	慶応2年	慶応2年	慶応2年	慶応2年
17	7	8	11	11	5	8	13	7	15	8	10	14	13	7	11	18
本・別	本・別	本	本・別・寺・〔印鑑書〕	本・別・借	本・別	本・別	本・別・寺・人・〔差入書付之事〕〔再養子にて前養子親金受納〕	本・別・寺・借	別	本	本	本・別・人 〔金子受取〕	本・寺・〔証〕〔今後、歌を取返さない旨承認〕〔覚〕	別・寺	本	本・別
実父 銭屋忠兵衛	実父 美濃屋与兵衛	実父 近江屋幸助	父 播磨屋定治郎	実父 鱈形屋清兵衛	姉 和泉屋てる	姉 和泉屋てる	養母 清水屋とみ	実父 柏屋清吉	実父 玉屋善兵衛	実父 山城屋嘉助	実父 中村屋文吉	実父 木屋藤兵衛	実父 近江屋半兵衛	祖父 亀屋佐兵衛	実父 讃岐屋重兵衛	実親 近江屋左三郎
西陣堅社町	栗田領進之町借家 之町）地面借	御池通新町西江入（橋 之町）地面借	家 大坂高津新地八町目借	（秘）西洞院町）借家 西洞院仏光寺上ル西側	町 猪熊通下立売上ル荒神	町 猪熊通下立売上ル荒神	城州伏見墨染京道南新 町	松原通建仁寺新地轆轤 町借家	東中筋五条下ル突抜三 丁目）天使突抜三丁 目）	室町上立売上ル風呂辻 子東半町借家	栗田領北木ノ本町借家	辻町借家	京都西六条上松町（植 松町）	家 祇園下川原上弁天町借	祇園下川原上弁天町借	油小路町） 高倉通四条下ル高材木 町借家
井筒屋庄五郎	桂屋よね	丹波屋つる	河内屋伊三郎	丸屋まさ	万屋伊兵衛	万屋伊兵衛	吉田屋やを	河内屋伊三郎	万屋ひさ	八尾屋たね	河内屋伊三郎	万屋ふさ	伏見屋重治郎	福辨屋つな	大津屋鶴	伏見屋さきみ
木綿屋増治郎	丹波屋嘉兵衛	大坂屋弥助	大坂屋弥助	播磨屋茂兵衛	播磨屋茂兵衛	播磨屋茂兵衛	播磨屋茂兵衛	大坂屋弥助	大坂屋弥助	大坂屋弥助	大坂屋弥助	播磨屋茂兵衛	津国屋惣吉		助 衛・大坂屋弥	井筒屋彦助
樽料6両2歩	樽料2両		歩	養育料4両2歩 1両借用	歩	養育料1両1歩	心 金5000疋無	養育料1両2歩 金2歩借	養育料15両	養育料1両2歩 金2歩借		養育料15両	1両3歩	養育料3両	75両	16両 養育料・樽料
祇園町6・148	祇園町51・92	祇園町71	02・217	祇園町41・2001・2	祇園町25・163・2	祇園町47・90	祇園町80・87・12	03・218	祇園町200	祇園町19	祇園町44	8・祇園町133	5・216	祇園町164・214	祇園町55	祇園町77・124

件番	名前	和暦	年	文書(注1)	保護者	保護者居所	養子・奉公先	口入	養育料・樽代	文書所蔵(注2)
79	こと	慶応4年	7	本・別・寺・「一札」(実父文吉死去後孫養育)	実祖母 敦賀屋とわ	本町正面下ル大仏境内新正面町	加賀屋吉兵衛	播磨屋茂兵衛	樽代200疋	祇園町79・126・127・226
80	さと	慶応4年	9	本	母 いく	城州紀伊郡伏見三栖向町十三番町	岡田屋安五郎			祇園町43
81	はる	慶応4年	11	本	父 平野屋藤七	小川通蛸薬師下ル町(元本能寺南町) 借家	加賀屋長兵衛	丹波屋嘉平		祇園町67
82	いす	慶応4年	16	遊	(切取)	(切取)	柳屋正之助		年季8年4ヶ月、給金46両	東北大75―6
83	あい	明治1年	11	本・別・寺・「覚」(寺送・人別送証文と引替の金子手形)	実父 井筒屋金助	大仏境内馬町建仁寺町東入ル下新シ町借家	百足屋てつ	播磨屋茂兵衛	養育料7両	祇園町29・170・171・172
84	やす(やす)	明治1年	13	本・別・寺	実父 梅原喜兵衛	城州宇治志津川村百姓	岩井屋まき	播磨屋茂兵衛	養育料3両	祇園町83・132・227
85	とみ	明治1年	10	本・別	弟 丹後屋久吉	粟田境内三条通白川横東へ入東町借家	桂屋よね	丹波屋嘉平	養育料3両	祇園町52・96
86	まさ	明治2年	8	本・別・寺・「印鑑書」「頼入申一札之事」(証文印形差構一件)「為念差入置申一札」(養子縁組証文書損)	八文字屋嘉兵衛後家 ゆき	御池通油小路東入石橋丁	大坂屋弥八		樽料1両	祇園町33・178・179・180・181・219
87	しう	明治2年	11	本・別	実父 綿屋藤七	四条通堀川東入町(柏屋町)	藤屋常次郎	竹屋金七		祇園町36・195
88	とま	明治2年	9	本	父 永楽屋弥助	山科御陵村	八幡屋まつ	播磨屋茂兵衛	樽代1両2歩	祇園町66
89	いし	明治2年		別	実母 その		大坂屋豊吉			祇園町204
90	ふさ	明治2年	3	「一札」(娘譲渡)	庄太郎		きぬ			祇園町182
91	よし	明治2年	9	本・別・「根書印鑑」	実父 大和屋小市	新九太町孫橋上ル借家	玉屋八重			祇園町8・147・18
92	いさ	明治2年	14	遊・「差入申別紙一札事」(遊女奉公取決)	父 柏屋嘉兵衛		井筒屋巻之助	丹波屋勝之助	年季10年4ヶ月、給金16両	祇園町81・131
93	龍	明治2年	7	本	父 柏屋勘兵衛	建仁寺町四条下ル大和町借家	近江屋いさ			祇園町24
94	ふさ	明治2年	4	本・別	実母 和泉屋きぬ	知恩院新門前松原町借家	清水屋ふさ	丹波屋嘉平	養育料4両2歩	祇園町34・183

江戸時代後期の祇園と一生不通養子娘（鍛冶）

113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95
さわ	こと	えい	まさ	鹿の	はる	やす	さく	とも	はつ	友鶴	房	せい	ぬい	梅	すゑ	琴	ひで	こま
明治5年	明治4年	明治4年	明治4年	明治4年	明治4年	明治4年	明治3年	明治3年	明治3年	明治3年	明治3年	明治3年	明治3年	明治3年	明治3年	明治3年	明治3年	明治3年
12	10	7	8	12	9	18	9	7	6		12		11	9	8		9	7
本・別	本・別	本・別・寺	本・別	本・別	本	芸	本・別	本	本	「為取替一札」(年季奉公取決)	本・別	無	本・別	本・別	本・別・寺	別	本・別	本・別
実父 谷田伊助	山田甚兵衛	実父 清水伊兵衛	実父 川口屋助七	実祖母 塚田たか	実弟 中村寛三郎	実兄 山本庄治郎	実父 鍵屋惣兵衛	伯父 塩屋亦兵衛	実父 栖頭屋和七	大榎屋かよ	実父 小豆屋宗助	形屋ひさ	実父 坂井屋栄助	実母 寿栄	実父 近江屋甚蔵	実父 西主造	実父 若松屋清吉	実父 若松屋清吉
町家持 河原町竹屋町上ル指物	愛宕郡岡崎村百姓	黒門通出水上ル吉野町	新睦屋町	町家持 西三本木丸太町上ル真	門前町借家 大宮松原下ル式町目南	町借家 木屋町三条上ル上大坂	町地借家持 四条通新町西入郭巨山	木屋町四条上ル鍋屋町	夷川通睦屋町西入町(木屋町)	弁財天町	伏見海道正面上ル本町四町目借家	町借家 蛸薬師堀川西へ入金屋	大宮通七条上ル御器屋	借家 八幡	広道通松原上ル玉水町	門下ル菊鈴町借家	門下ル菊鈴町借家	二条川東新柳馬場仁王
山本よね	寺西ひさ	中川せき	山城屋りき	佐々木鶴	酒井きし	岡田きさ	菱屋あい	大塚屋はる	和泉屋こま	井筒屋太助	丸屋嘉兵衛	袋物屋佐兵衛	樹屋きさ	伏見屋れん	八百屋しな	丹後屋源兵衛	永楽屋とみ	永楽屋とみ
阿辻清助				林弥助	外山安二郎	松本嘉平	丹波屋勝之助				大坂屋弥助		大坂屋弥助	丹波屋嘉平	丹波屋勝之助		丹波屋嘉平	丹波屋嘉平
樽代500匁	養育料10匁	樽料1匁	養育料3匁	養育料17匁	給金45匁	年季7カ年、	養育料5匁			花代300匁	養育料11匁	1匁無心	養育料7匁	養育料13匁	養育料7匁	樽料5匁	養育料7匁	養育料3匁
祇園町60・1110	0 東大法京阪38―9・1	祇園町75・123・24	祇園町61・1111	祇園町62・1114	祇園町22	祇園町82	九大法制史料184―1・2	祇園町59	祇園町56	祇園町1118	祇園町28・169	祇園町129	祇園町15・155	祇園町78・1225	12 祇園町69・117・2	祇園町199	祇園町53・98	祇園町45・97

件番	名前	和暦	年	文書(注1)	保護者	保護者居所	養子・奉公先	口入	養育料・機代	文書所蔵(注2)
114	さき	明治5年	9	本・別	実伯父 本田松之助	東堀川下長者下ル町(二町目) 借家	渡邊嘉兵衛	林弥助	養育料2両	祇園町58・109
115	琴	明治5年	16	本・別	親代 笹木善兵衛	車屋町一条上ル真如堂町	渡邊嘉兵衛	林弥助	養育料15両	祇園町10・207
116	琴	明治5年		「断書之一札」(奉公の際、金子受取)	大條ます		渡邊嘉兵衛		2両	祇園町113

注1 本・一生不通養子契約の本証文 二・一生不通養子娘証文之事、別・養育料受納に関わる証文「別紙一札之事」、寺・宗旨送り証文、人・人別送り証文、遊・遊女奉公の証文「遊女奉公人請状之事」、芸・芸者奉公の証文「芸者奉公人請状之事」、奉・年季奉公の証文、借・借金証文、無・金子無心証文、上記以外の証文は原題を記す、注2 祇園町・京都大学総合博物館所蔵祇園町文書、京大法・京都大学法学部図書館、早大龍川・早稲田大学図書館所蔵龍川政次郎氏収集文書、東北大・東北大学附属図書館、東大法・東京大学法学部研究室、東大法京阪・東京大学法学部研究室京阪文書、九大・九州大学附属図書館付設記録資料館所蔵法制史料

嘉永五年(一八五二)に、川内屋しめに一生不通養子娘にだされた一六番ぢうの事例では、ぢうは以前、八文字屋甚兵衛に養子にだされていたが、「不縁」により川内屋に再養子に送られている(祇園町一七五号)。その時の「一札」によると、寺僧が不在で契約までに寺送り証文を用意できなかったため、前の養子親八文字屋甚兵衛方に入れ置いていた寺送り証文を使うことになっており、寺送り証文は旦那寺ではなく養子先の八文字屋に保管されていたことがわかる。

また京都大学法学部所蔵文書に含まれる関連文書には、一件文書類をいれる袋が三点残っている(一五番①・二六番①・二六番②)。たとえば二六番のたみ関連の証文が入る袋には次のような表書きがある。

(袋表)

安政三辰年九月吉日	実父 木瓜屋佐七
一生不通養子娘たみ証文入	同母 妻てる
	親類 鱗形屋仙太郎
証人	鍵屋太右衛門

(袋裏)

代々浄土宗 千本上立売 錫杖院旦那	世話人 錦屋庄兵衛
-------------------	-----------

この一件は、木瓜屋佐七が実娘たみを松屋菊に一生不通養子にだした案件である。関係者の情報が袋の裏表に記載されているが、重要な情報である養子先の松屋菊の情報が記載されていない。他の二例も同様である。そうすると、この袋の持ち主が養子先松屋菊であった可能性が高い。先の八文字屋の事例もあわせて考慮すると、一生不通養子娘関連文書一式は、養子先の茶屋などで、他の一連の文書とあわせて一件文書として保管されて伝来したものと類推しておく。

なお安政六年（一八五九）一月には、祇園町と祇園新地の遊女数が一七五人、芸者数が一〇一八人という報告がなされている。¹² 先述した表一の数字も合わせて考えると、祇園町および祇園新地では一九世紀後半、一〇〇〇人を超える女性達が常時、働いていたことになる。この数字に比して、表二は、七〇年間で一一六人の事例なので、数的には少数であるという史料の限界も自認しながら、分析を進めていきたい。

表二の各項目の説明をしていく。【件番】は、少女ごとに付した通し番号である。【名前】は少女の名前を記す。文書により、同じ少女でも漢字表記と平仮名表記が混在しているものもあるが、両方あるものは平仮名表記で統一している。なおほとんどの少女たちは、芸妓や遊女として働く場合、別名（遊女屋尾上屋店の万延元年（一八六〇）「遊女芸者名前控」では「扱名前」「出勤名前」と呼称¹³）を名乗り、細見類にはその別名が載るため、養子娘証文記載の実名との対照は困難である。なお五三番しかと五四番はる、七二番きくと七三番ふく、九五番こまと九六番ひでは、保護者の住所と名前が同一であり、姉妹と思われる。

【和暦】には、それぞれの少女が養子などの契約を交わした年を記している。少女たちが養子としてやってきた時の契約書のみならず、後年にいたってから所属の変更や無心など、別の証文が残される場合も存在するので、同じ女性で年が異なる証文が残される場合、丸数字をふって記載している。なかには五番のとくのように、天保三年（一八三二）の七歳の時から、安政五年（一八五八）二三歳に至るまで、断片的にはあるが、人生を追跡できる事例も存在する。

【年】は、契約時の年齢を記す（全て数え年である）。最年少は、明治二年（一八六九）、三歳できぬの養子となったふさ

であり（九〇番）、最初の養子契約時に、もとも高い年齢だったのは、慶応二年（一八六六）、一八歳で伏見屋きみの養子となったあさであった（六二番）。最初の養子になった際の年齢がわかる一〇〇例の平均年齢は九・五七歳であり、そのうち九歳以下の少女が五八人おり、多くの少女が一〇歳に満たない年齢で祇園にやってくるのがわかる。

【文書】は、各事例にどのような文書が残されているか略称で記している。本紙証文である「一生不通養子娘証文」は、九三例残っている。先のしなの例でも紹介したように、本紙証文と同時に交わされる別紙証文は七六例が残る。また実親の旦那寺から養子親の旦那寺に送られる宗旨送り証文が二九例、実親の居住町の町役人から養子親の居住町町役人にだされる人別送り証文が九例残っている。宗旨送り与人別送りの事例が少ないのは、旦那寺や町が保管する場合もあるからと想定できる。さらに遊女奉公人請状が三例、芸者奉公人請状が三例残っている。両奉公の詳細は三章にて後述する。

また養子にだした縁を理由に、実親が行う借金や無心の証文も多く残されている。たとえば一七番しなの事例では、嘉永六年（一八五三）に一生不通養子を交わした際の別紙一札に「然ル上者、重而右体之無心決而申入間敷候」と約束していたにもかかわらず、その後も、安政三年（一八五六）に娘を「一生不通養子娘」にだした「縁」を頼って、実両親が養子親に対して借金の申し出を行っている（祇園町一〇八号）。この文書では「我等娘 与申者」と、娘の名前を記載すべき所が空白になっており、文書作成時に、娘の名前がわからず空白にして、後で追記するのも失念して、そのまま契約を交わしてしまったものと推測される。さらにその三年後の安政六年（一八五九）にも、しなの実父松坂屋新七が死去して生活が行き詰まったという理由で、実母松坂屋きくが養子親八百屋に対して無心を要求している（祇園町一〇六号）。

牧英正氏が、一生不通養子契約は「実親との関係を断絶するという方に重点があった」と指摘していることを先に紹介したが、現実には一生不通にならない親が多数いたのである。五番のとくは、天保三年（一八三二）に七歳で山形屋礒吉のもとに一生不通養子にだされ（祇園町一一号）、天保八年（一八三七）には養子先から「給金先借之奉公」にだされ（祇園町一十二号）、さらに天保一三年（一八四二）には一七歳で、岩井屋まきのもとに八年の年限で養子にだされている（祇園町一

三四号）。とくはその後「菊葉」と名乗って祇園で働いており、結局、嘉永四年（一八五二）に、岩井屋まき方に一生不通養子にはいったのだが、その際に、実母きくのもとにも引き合いがなされて、実母も改めて金七両を受納している。さらに安政二年（一八五五）には、実母きくが病氣になったために金一両を岩井屋方へ無心して受け取っており、安政五年（一八五八）にも、菊葉（とく）が尾張へ縁付きになった機会に、きくよりさらなる無心をお願いして六両を受納した上で、縁切証文を差し出している。^⑭ 最初の一生不通契約から二〇年以上たっても実親との縁が続いているのである。実親との縁が続くのは無心の事例ばかりではない。万延元年（一八六〇）作成の遊女屋尾上屋の「遊女芸者名前控」には、遊女・芸者一〇二人分の情報載せるが、八六人目一六歳の千賀江（実名ちえ、祇園町北側の近江屋はる内抱え、実親建仁寺新地竹村町家持の山城屋藤吉）の欄外には、「明治二巳年拾月八日金式拾両二而親引致候」とあり、実親が二〇両で引き取っていることが判明する。^⑮ 養子契約における「一生不通」という文言は、実質的な意味をなしていない。

また一生不通養子契約に関わり、特別な事情がある場合や、不都合が発生した場合などに交わされる一札なども多く残る。例えば二八番よねの事例では、安政四年（一八五七）、実母はるの死去後、はるの再婚相手の金屋源之助が、よねを一生不通養子にだしているのだが、その際、よねの実父森川金兵衛からも、よねを不通養子にだすことの了承をとっている。^⑯ 契約が無事遂行できるよう注意を払って、一生不通養子契約が交わされていたことがわかる。

【保護者】には、少女たちの実親や、祖父母など、契約の主体となる人物の情報を記載している。多くの場合、契約の第一署名者として署名押印を行っているのは実父であるが、そもそも娘を一生不通にだすのは、実家の経済状況が悪化した場合であることが多いので、父親が死去しており、母親や祖父母が筆頭人となっているような事例も散見される。

保護者たちの居所を記したのが次の【保護者居所】である。一一六例のうち保護者の所在地がわかるのは一〇五例である。そのうち上京の町組在住の親が三六例、下京の町組在住の親が一九例、禁裏六丁町組が一例、あわせて五六例と、いわゆる洛中が全体の半数以上を占める。また西本願寺、東本願寺の寺内町が七例、祇園や建仁寺門前、大仏廻りなど、洛

外町続の事例が二七例ある。さらに山科郷、聖護院村、西院村、岡崎村など周辺部四例の事例もあわせれば、京都近郊の出身者が九四例と全体の約九割を占めている。それ以外に山城国の伏見や宇治郡が五例、近江、摂津、大坂天満、丹波など他国の事例が六例となる。この一一六例のうち、借家や家持といった注記がなされているものが六〇例あるが、そのうち四九例が借家、一一例が家持（地面借、地借家持を一例ずつ含む）となり、注記のあるもののうち八割以上が借家である。

以上から、一九世紀前半の祇園に養子娘契約を結んでやってきた少女たちの実家は、京都在住の借家層が中心であったことがわかる。また保護者の居所に注目すると、祇園やその周辺の建仁寺など鴨東地域在住者も多い。一八世紀、京都の都市構造が変容するなかで、鴨東地域の新天地では、多数の借家が貧困層の住戸として提供され、零細な借家群が華やかな歓楽空間の背後に形成されていたことが指摘されている。¹⁷例えば八番のあいは、建仁寺門前の金屋町の実父丹後屋藤助より、天保五年（一八三四）に芸者奉公にだされている。この金屋町については嘉永四年（一八五二）段階の住人構成が判明する史料が残っており、家持四家族に対して、借家二八家族と借家層が圧倒的多数を占めていたことがわかっている。¹⁸

曾根ひろみ氏が、宮津で働く京都出身の女性たちについて、京都以外の各地から集められた娘たちが、京都の「置屋」の養女となっていたと推定しているように、女衞が、農村部などの田舎から騙して少女たちを都会に連れてきて、遊廓で働かせる、というようなイメージが一般に定着しているが、この一一六例の事例をみる限り、江戸時代後期の祇園で働いていた少女たちの大半は、京都在住の零細な借家人層から供給されていたことが判明する。

次に【養子・奉公先】の欄をみていく。まずは奉公先を確認したい。遊女奉公の相手としては、享和三年（一八〇三）の花菱屋万太郎（一番）、慶応四年（一八六八）の柳屋正之助（八二番）、明治二年（一八六九）の井筒屋巻之助（九二番）、芸者奉公の相手として、天保五年の近江屋市次郎（八番）、安政五年（一八五八）の三枳屋勇蔵（二四番③）、安政六年（一八五九）の近江屋松太郎（二六番②）、明治四年（一八七二）の岡田きさ（一〇七番）の名前を確認できる。このうち三枳屋勇蔵は、天保十一年（一八四〇）刊行の細見に名前が載っている遊女屋である（表二）。他の花菱屋、柳屋、近江屋のいずれも、

細見類に屋号を確認できる遊女屋の屋号と同じである。

養子先の相手は八八名いる。一生不通養子証文の大半には、宛先の住所は記されていないが、付随する人別送り証文や寺送り証文には、養子先の住所が記されていることがあり、一九例について祇園新地の橋本町・元吉町・清本町・末吉町、祇園町北側・南側、大和路弁才天町など、養子先の居所が判明する。また慶応の飢饉の際に、京都で救済のための金穀を拠出した商人や団体の一覧を載せる『仁風集覧』が慶応三年（一八六七）に出版されているが、その拠出者のなかに祇園在住者が百九十七名存在しており、そのなかに表二の養子先と同じ名前の人物が二名いる。例えば、表二で四例養子先として名前の挙がる岩井屋まきは、八四番の宗旨送り証文では弁才天町が住所となっているが（祇園町二二七号）、『仁風集覧』でも、所在が弁才天町で金百五十目を供出している人物として名前が上がる。九番のよねが養子に入った先である若狭屋つるは、本紙証文と別紙一札しか残っていないため居所がわからないが、『仁風集覧』で祇園新地富永町が在所であることが判明する。このように『仁風集覧』からも、養子先の相手の多くが祇園在住者であることがわかる。

さらに島原西新屋敷中之町の置屋輪違屋に残る祇園の遊女屋若松屋の安政四年（一八五七）の「遊女芸者取扱名前控」を検討する。若松屋は、祇園新地富永町に位置し、安政四年（一八五七）の段階で、八二人の芸妓（うち舞妓二人、儀太夫二人）を抱える遊女屋であり、島原輪違屋の出張店である。この史料には若松屋の抱遊女二四人、差配芸者八四人、場処外芸者抱分四四人の名前とその親の名前と住所が載っている。親の住所の大半は祇園町か祇園新地である。この史料にあらわれる芸者・遊女の身内が表二の養子親と重なる事例は少ないが、たとえば抱え遊女里花の欄に「内抱」として名前が載る富永町の松屋太助は、安政四年（一八五七）によねが一生不通養子に入った先である（二八番）。また本史料で芸者小政・小米・政栄、遊女八重哥の親として名前の載る橋本町（清本町へ宅替）の百足屋鉄は、八三番あいの養子親である。若松屋が抱える芸者も遊女も、その大多数が祇園町または祇園新地在住者の娘や妹などであり、祇園に養子という形でやってきた少女たちが、遊女屋に所属する形で、芸者もしくは遊女として労働にでていたことがわかる。

この養子先について参考になるのが、京都西町奉行浅野長祚の調査記録である。²⁵⁾

祇園町一体之遊女商法者、先年惣茶屋ニ而銘々遊女芸者召抱置、右之外拾四軒程見世与唱候者有之、右者初発文化之度伺之上遊女屋共へ芸者取扱申付有之処、芸者而已ニ無之、遊女之廻し方取扱迄いたし候哉ニ而此儀委細末之遊女屋名目二者候へ共、全く遊女召抱候者、兩三軒而已ニ而、是以廻し方相兼、其余者総而廻し方而已取扱候而見世与相唱、右惣茶屋ニ召抱有之候遊女芸者を振り分、夫々見世方抱女之名目ニ立置、取扱之上者茶屋与口銭配分利潤ニいたし来候処、先般遊女屋御免被仰渡候ニ付、矢張前同様之仕法ニ而式拾軒御免之遊女屋者総而見世と唱候者ニ相成、専ら廻し方取扱候（中略）井筒・鶴屋等は自分抱女有之、遊女渡世相兼、其余者自宅ニ抱置候遊女芸者老人も無之、祇園町内惣客請屋、当時四百軒余ニ而、内式百軒程者兩三人より六七人迄夫々遊女芸子共抱有之候分を、右店之方より入魂之向を得意茶屋与唱、右之抱有之候女共を引分、式拾軒店之抱女名目ニ相立置（後略）

遊女屋（見世）で、遊女や芸者を實際に抱えている店は、井筒や鶴屋などごく一部であり、大半の遊女屋は自宅には遊女は一人も抱えていない。実際に遊女や芸者を抱えているのは客請屋（茶屋）であり、当時祇園にあった四〇〇軒のうち、半数の二〇〇軒ほどの客請屋が、店ごとに遊女・芸者を二〜七人ほど抱えているという。つまり祇園にやってきた少女たちを養子親として引き上げたのは茶屋であったことがわかる。この様相は、昭和初年の祇園花街の様子と似通っている。²⁶⁾

昭和初年当時は、お茶屋（揚げ屋）と子方屋（こかたや屋形・置き屋）があり、お茶屋には子方屋を兼ねたところもあった。子方屋には、オカヤシ女主人の下に、舞子・芸子・仕込みしこみがあり、また花街には義太夫・たいこち・男衆オトコシなどが生活している。舞子・芸子には抱えとじま自前との別がある。

ここから、遊女・芸者を抱える茶屋が、子方屋とよばれていたことがわかる。

【口入】は、一生不通養子文書では、肝煎や世話役、口入などと表記されている仲介業者である。播磨屋茂兵衛（二八件）や大坂屋弥助（二一件）、丹波屋嘉兵衛（丹波屋嘉平）（二〇件）などが頻出する。このうち播磨屋茂兵衛は、一二番きみの本紙証文で「世話人 祇園南町金屋伝七 借家 播磨屋茂兵衛」（祇園町二号）と差出しに名を連ねるように、祇園南町（現在の東山区下河原町通高台寺下ルにあり、祇園町南側とは異なる）の借家住みである。宝暦十二年（二七六二）の町触（『京都町触』第四卷七〇一号）では、京大津茶屋、風呂屋、旅籠屋、煮売屋に召し抱えている女奉公人の口入・肝煎取メ改行事を祇園八軒の金屋弁蔵に命じており、明和三年（二七六六）の町触（『京都町触』第四卷一五二二号）では、「近キ比口入肝煎之もの共給銀等取込」と指摘されている。他地域では、女街が遊女奉公人の親などを偽装して、勝手に奉公年季を延長して借金をする事例も指摘されている^⑦。祇園の口入の実態については、詳細はわからず今後の課題となる。

【養育料・樽代】には、養子の際に実親に払われる養育料や、実親や相手が払う祝儀料である樽代を載せる。稀に十両をこえる養育料が支払われることもあるが、ほとんどの事例が五両以下であることが確認できる。

以上、表二の各事項を概観して、一生不通養子で祇園にやってくる少女たちの平均的な姿がみえてきた。次章では、養子としてやってきた少女たちのその後に注目してみいく。

- ① 金田平一郎「徳川時代に於ける不作為の給付契約・託証文・徳政担保文言附証文」（『法政研究』第四卷第二号、九州帝国大学法政学会、一九三四年。隈崎渡「一生不通養子娘」（隈崎『女性史余話』新府書房、一九四八年。瀧川政次郎「日本法史における人身売買に就て」（『国学院大学政経論叢』第一〇巻第二号、国学院大学政経学会、一九六一年。
- ② 石井良助「一生不通養子」（石井『日本団体法史』創文社、一九七八年初出、一九五〇年）五六一頁。
- ③ 西村信雄「養子縁組と人身売買」（西村『戦後日本家族法の民主化』下巻、法律文化社、一九九一年初出、一九四八年）五二二頁。
- ④ 牧英正「徳川幕府の人身売買規制」（牧『近世日本の人身売買の系譜』創文社、一九七〇年）九八頁。
- ⑤ 「一生不通養子娘証文之事」（『京都大学総合博物館所蔵祇園町文書（五七号）』。以下、本稿で祇園町文書を引用する際は本文に（祇園町〇号）と略記する。
- ⑥ 「浅野長祚君行状」（『宮内庁書陵部所蔵（四一五・五二）…国文学研

究資料館ウェブサイトを「新日本古典籍総合データベース」参照。

- ⑦ 杉森哲也「西陣の社会構造」(杉森「近世京都の都市と社会」東京大学出版会、二〇〇八年 初出、一九九二年)。

- ⑧ 前掲一章注⑩『祇園新地細見図』。

- ⑨ 翻刻がある史料は下記の通りである。一番・牧英正「身売奉公人請状」(前掲本章注④牧著書)二〇九〜二一〇頁。五番④・成瀬高明「近世・明治初期家族法関連史料〔補遺編の三〕」(『総合文化研究センター報告書』第一号、椋山女学園大学文学部総合文化研究センター、二〇〇二年)一六〜一七頁。七番・前掲牧「身売奉公人請状」二五六〜二五七頁。八番①・石井良助「遊女、飯盛等奉公請状」(前掲本章注②石井著書 初出、一九三八年)四八〇〜四八三頁。八番②・同前四八四頁。一五番①・成瀬高明「近世・明治初期家族法関連史料(五)」(『椋山女学園大学研究論集 社会科学篇』第二十八号、椋山女学園大学、一九九七年)一八〜二一頁。一五番②・成瀬高明「近世・明治初期家族法関連史料(七)」(『椋山女学園大学研究論集 社会科学篇』第三〇号、椋山女学園大学、一九九九年)九〜一〇頁。二六番①・前掲成瀬「近世・明治初期家族法関連史料(五)」一四〜一五頁。二六番②・同前一五〜一八頁。二六番③・前掲牧「身売奉公人請状」二五七〜二五九頁。二六番④・前掲成瀬「近世・明治初期家族法関連史料(五)」一五頁。二三番・前掲本章注②石井論文五五八〜五六〇頁。三七番・前掲本章注①金田論文八〜九頁。五六番・前掲本章注③西村論文五二〇〜五二二頁。七五番・前掲はじめに注②勝峯著書六三九〜六四〇頁。
- ⑩ 熱田公「三浦周行」(『月報日本古文書学講座』第七卷、雄山閣出版、一九七九年)三頁。
- ⑪ 前掲本章注⑨成瀬「近世・明治初期家族法関連史料(五)」一五頁。
- ⑫ 「某届書」(前掲一章注②「井伊家史料」第二四卷)一一二頁。

- ⑬ 「遊女芸者名前控」(『西尾市岩瀬文庫(二四・四六)』。

- ⑭ 「差入申縁切一札」(前掲本章注⑨成瀬「近世・明治初期家族法関連史料〔補遺編の三〕」一六頁。

- ⑮ 前掲本章注⑬「遊女芸者名前控」。

- ⑯ 「一札」(『早稲田大学附属図書館滝川政次郎氏収集文書(二三一・一一)』。

- ⑰ 前掲はじめに注⑮日向「近世京都における新地開発と「地面支配人」」二三三頁。小林丈広「大仏前考」(『キリスト教社会問題研究』第五号、同志社大学人文科学研究所、二〇〇二年)。

- ⑱ 同前日向論文三八〜二四〇頁。

- ⑲ 曾根ひろみ「芸者の世界」(前掲はじめに注⑨曾根著書 初出、一九九四年)一〇〇頁。

- ⑳ 小林丈広「幕末維新期の都市社会」(宇佐美英機・藪田貫編『江戸』の人と身分』第一巻、吉川弘文館、二〇一〇年)。

- ㉑ 「仁風集覧」(『国文学研究資料館所蔵三井文庫旧蔵資料(MY-一四三五・一四)』同館ウェブサイト「新日本古典籍総合データベース」参照)。

- ㉒ 「遊女芸者取扱名前控」(『輪違屋文書(一号)』京都市歴史資料館所蔵写真参照)。

- ㉓ 前掲一章注②『全盛糸音色』。

- ㉔ 前掲一章注②「四ヶ所遊所之儀ニ付別段申上書」四〇五頁。

- ㉕ 同前「四ヶ所遊所之儀ニ付別段申上書」四〇四〜四〇七頁。

- ㉖ 井之口有一・堀井令以知「京都市室町商人・西陣商人・祇園花街の言語環境」(井ノ口・堀井「京都語位相の調査研究」東京堂出版、一九七二年)三九頁。

- ㉗ 下重清「身売の奉公と女衞について」(『民衆史研究』第三四号、民衆史研究会、一九八七年)四六頁。

第三章 祇園で働く少女たち

本章では、一生不通養子娘として祇園にやってきた少女たちが、どのような人生を辿ったのかみていきたい。

少女たちは、前章で確認した別紙証文に明記してあったように、遊女や給金先借りの賤しい奉公を前提として養子にだされていた。奉公にでる年齢としては、表二の事例では、芸者奉公に出る年齢は、二四番はつが一二歳、二六番たみが一四歳、八番あいが一六歳である。遊女奉公は、九二番いさが一四歳、八二番いすが一六歳、一番ひさが一九歳である。事例として少ないので、明治十一年（一八七八）の史料となるが、『都の花競』における祇園新地・祇園町の芸者三七三人、遊女五四人の年齢を検討してみる。^① 同書によると祇園の芸妓は、最低年齢が祇園町南側の舞妓梅代の一三歳、最高年齢が祇園町北側の房吉で五九歳、一〇代が一二五人（三三％）、二〇代が一八〇人（四八％）、三〇代が四七人（一三％）、四〇代が一四人（四％）、五〇代が七人（二％）となっている。一方、遊女は、最低年齢が祇園町北側の森さきの一五歳で、最高年齢が清本町の高野うのの三四歳で、一〇代が一六名（三〇％）、二〇代が三四名（六三％）、三〇代が四名（七％）で、平均年齢二二歳となっている。ともに二〇代が中核であるが、職業の性質上、より若い年代から五〇代までの勤労が可能である芸者と、一〇代後半から二〇代までに労働期間が限定される遊女の差が大きくでていることがわかる。

表の事例でいえば、たとえば二四番はつは、安政三年（一八五六）一月に、新島丸切通し錦町在住の親代親類美濃屋千之助のもとより、三本木上之町の伏見屋政次郎の所に一〇歳で一生不通養子にだされており（祇園町二六号）、その後、安政五年（一八五八）、一二歳で祇園新地富永町の遊女屋三耕屋勇藏に芸者奉公にでている（祇園町一五九号）。五番のとくは、天保三年（一八三二）に、七歳で建仁寺新地三盛町の近江屋伊兵衛のもとより山形屋礒松（礒吉）の所に養子にきて（祇園町一一号）、天保八年（一八三七）に一二歳で「給金先借之奉公」にだされている（祇園町一二号）。

次に、個々の契約の事例をみていく。祇園町文書の遊女奉公文書を紹介する（祇園町八一号）。

遊女奉公人請狀之事

一、我等実娘いさ与申当年十四才ニ相成候者、当已九月より来ル卯十二月晦日迄九年拾年四ヶ月限給金拾六両相極、則請狀之上右給金不残先借仕、慥ニ請取其許殿江遊女奉公ニ差遣申候処実正明白也。宗旨之儀者 御上様御法度之切支丹宗門ニ而も無之、代々浄土宗紛無之候。則寺請狀別紙ニ御渡申置候。然ル上者いさ儀ニ付諸親類兄弟言名付之夫、先主人杯与申、年季之内違乱妨申者老入茂無之候。此者取逃欠落或者身隠等致候共、早速私共尋出し取逃之品も在之候ハ、不残相弁、本人共急度御手渡可仕候。欠落之日限及延引候節者、年季之末江相延、定之年月奉公無滞為相勤可申候。若行衛難相知候ハ、右本人ニ不拘先借之給金無滞相立可申候。尤年季之内立金杯と申、無鉢之暇乞請申間敷候。万いさ儀不奉公仕候敷、金子御入用之儀御座候ハ、本人私共江引請、世話致、何国何方江成共、同鉢之奉公ニ在附替、其給金不残為身代金無滞御渡可申候。其節私共新証文無異儀調印可仕候。年明之節、引負借金等有之候ハ、其所仕来之通為相済候而、召連歸り可申候。自然いさ儀身請被成度望之仁在之候ハ、其札金如何程成共御取被成、何方江成共年季之外末々とも御遣し可被下候。本人出世之儀ニ御座候得者、曾而申分無御座候。尤年季無難ニ相勤候後、此印形之者相果候敷、居所難相知候ハ、下女成共御召仕被下候而、相応之縁談在之節、其許殿御勝手ニ御取計可被成下候。聊差構申分無御座候。万いさ儀病死頓死不慮之儀ニ而相果候共、其許殿御見届之上、何方江成共宜敷御葬可被下候。其様子跡ニ而承り候共、一言之御恨申分決而無之候。右之外如何様之六ヶ敷出入出来仕候共、我等何方迄も罷出急度埒明、其許殿江少し茂御難儀相掛申間敷候。為後日遊女奉公人請狀仍而如件。

明治貳年（以下、破損）

一四歳の少女いさが一〇年四ヶ月の年季、給金一六両で遊女奉公にでた際の請状である。この請状は、年月日のところ
で破れており差出宛名がわからないが、この本紙証文に対応する「差入申別紙一札事」の内容から、明治二年（一八六九）
九月に、柏屋嘉兵衛とつなの夫婦がいさを井筒屋巻之助に遊女奉公に差し出した際の請状と判明する（祇園町一三一号）。

一九歳のひさの事例（一番）では、年季五年、給金二五両であり、一四歳のたみの事例（二六番）では、年季一二年一ヶ月、給金二五両となっており、一六歳のいすの事例（八二番）では、年季八年四ヶ月、給金四六両となっている。個々の事例で契約期間や給金は大きく異なることがうかがえる。

なお本文書は日付欄以下が破損により残存しないが、八二番のいすの事例でも、請状の年月日の下の差出人の部分が四角く人為的に切り取られている^②。そもそも遊女奉公人請状の残存状況が著しく低いことも、なんらかの人為的な削除、廃棄が行われた可能性を想定しうる。

一方、祇園では圧倒的に人数的には多い芸者奉公についても、請状はほとんど残っていない。建仁寺門前金屋町の実父丹後屋藤助らが、年季一二年、給金一三両で、あいを近江屋市次郎にだした八番の事例、北野真盛町の養子親松屋きくらが、年季一二年一ヶ月、給金二五両で、たみを祇園新地留長町（富永町）の近江屋松太郎にだした二六番の事例、明治四年（一八七二）より、年季七年、給金四五両にて、木屋町三条上ル大坂町の実兄山本庄治郎の妹やすが、岡田きさに芸者奉公にだされている一〇七番の事例である。祇園町文書に残る「芸者奉公人請状」をかかげる（祇園町八二号）。

芸者奉公人請状之事

一、我等娘やす与申当年拾八歳ニ相成候者、当未正月より来丑十二月晦日迄九年七ヶ年限給金四拾五両相極、右給金不殘先借仕、一槌ニ請取、其許殿江芸者奉公ニ差遣申候処実正也。然ル上ハ此者ニ付脇外より諸親類兄弟亦者言名附之夫、先主人抔与申、奉公之妨申者壹人茂無御座候。尤仕着之儀者夏冬共相応之物老ツ宛御着被下候約定ニ御座候。御上様 御法度之切支丹宗門ニ而者無之、代々浄土宗紛無之候得共、則寺請状別紙ニ取之可進候。以来者其許殿宗門ニ御加入可被下候。自然此者取逃欠落等仕候ハ、早速本人尋出し御手渡可仕候。若取逃之品有之候ハ、無相違相并可申候。尤年季中途ニ無体之段乞請申間敷候。若不奉公仕候敷、金子御入用之儀有之候ハ、右娘我等共方江引請、同体之奉公ニ有附替、其給金不殘相立可申候。尤年季明候節、引

負借金等有之候ハ、其所之仕来通爲相濟候而、召連帰可申候。此者立金被成度望之仁御座候ハ、御相對を以其立金如何程御取被成、何国何方江成共、年季之外、末々迄茂御遣可被下候共、本人出世之儀候得者、曾而申分無之候。尤年季無難ニ相勤候後、此印形之者相果候歟、居所難相知候ハ、下女ニ成共御召仕被下候上、相応之縁談茂有之候ハ、其許殿御勝手ニ御取計被成下候共、聊差構申分無之候。万一此者病死頓死不慮之儀ニ而相果候共、其許殿御見届之上、何方江成共宜敷御葬被下候而、其様子跡ニ而承候共、御恨不足決而申入間敷候。右之外此者ニ付如何様之六ヶ敷出入出来仕候共、我等共何方迄茂罷出埒明仕、其許殿江少も御難相掛申間敷候。為後日芸者奉公人請狀仍而如件。

(年月日・宛先・差出省略)

遊女奉公の証文とほぼかわらない条文となっており、違いとしては、夏服・冬服として「相応之物」を一着ずつ支給するという仕着せの規定がある程度である。先の遊女奉公と同じく、これらの請狀では、欠落・取逃をした場合の決まり事が多く記されている。先述した遊女屋若松屋の抱え芸者・遊女の名簿には、「午（安政五年）二月十九日家出。行衛不知ニ付追而消ス」（祇園町南側の近江屋徳の娘の芸者梅吉）や、「巳（安政四年）十二月家出ニ付暇出シ」（祇園町南側の河内屋とくの娘の芸者春栄）という注記がみられる。欠落・取逃は實際、起こりうる事態であつたことがわかる。

祇園町文書にはもう一点、請狀ではないが、芸者奉公関連文書が残る（祇園町一五九号）。

一札

一、此度双方得心之上我等娘はつ与申者、年季給金相極メ、其許殿江芸者奉公ニ差遣し申候所実正也。然ル上ハはつ義此後ニ至り芸道届兼渡世向ニ間ニ合不申候ハ、遊女ニ御召仕被下候。尤一々我等方へ御届不及其許殿御勝手ニ御取計被下候。此儀最初より得心之上ハ其節一言之違変申分無御座候。猶又同人実縁之義被尋御尤ニ存候。右はつ両親之者先年被相果候儀相違無之候。其

上貴親之まつ殿義も、并二兄亀吉殿も死去被致候上ハ、外ニ身寄無之候。則親代はる方よりも得心一札取之、差入置候上ハ何事之故障等決而無之候得共、自然はつ義身分ニ付、実縁身寄杯与申年限中奉公妨ケ申出候者有之候ハ、早速我々共何方迄茂罷出引請埒明、其許殿江少茂御損難迷惑相掛ケ申間敷候。為後日之別段差入置引請一札仍而如件。

（年月日・宛先・差出省略）

こちらは二四番の事例で、安政五年（一八五八）に、養父伏見屋政次郎が養子娘はつを、遊女屋三枿屋勇藏に芸者奉公にだした際の一札である。年季給金が具体的に書かれておらず、この証文とは別に本紙証文があったと思われる。はつは、これに先立つ安政三年（一八五六）に伏見屋のもとに一生不通養子に入っており（祇園町一六号）、養子先から芸者奉公にだされている。ここで注目されるのは、「はつ義此後二至り芸道届兼渡世向二間二合不申候ハ、遊女ニ御召仕被下候」という一文である。「芸道」が一定の水準に達しない場合、遊女にすることを認める文言がはいっているのである。「芸道」とあるが、はつが芸者奉公のためにどのような修行をしたのかは判明しない。文化期には、東山の楼館などで祇園芸者たちが歌や舞の芸を競う歌会や舞会が行われており、また大坂や名古屋でも、化政年間にしばしば祇園から来た芸者たちによる風流舞所作・今様舞おどり・今当流げい事・吾妻風三味線・二丁鼓三味線・長唄三味線の興行が行われていた。^④これらの芸能を演じるには一定の修行期間が必要となり、師匠のもとで稽古が行われたはずである。先の契約は、そのような「芸道」が上達せずに、芸者として店にだすまでに至らない場合は、遊女にするというものであった。八番のあいこの事例でも、「差入申別紙一札之事」のなかに、「芸道行届不申儀杯有之候ハ、我々共え御相談之上遊女ニ成共致候」という一文があり、また二六番たみの事例でも、「差入申別紙一札之事」に、ほぼ同じ条文が書かれている。^⑤

小林雅子氏はこの文書を紹介した上で、「表向きは芸妓といっても遊女同様の稼業をせずにはいらなかった」と指摘するが、この契約において遊女と芸者とは明らかに区別されており、この認識は間違っている。曾根ひろみ氏が、「芸者

は売って金になる一定の遊芸を身につけていたがゆえに、不断にからだを売ることを強いられる状況を免れえたのだとも言える^⑧と指摘するように、「芸者」は専門技能を要した職業として社会的に認知されており、芸を売る「芸者」と、体を売る「遊女」とは、職業として明確に区別されており、その認識はこの契約にも通底している。しかし、はつの立場にたてば、芸の道が上達しない場合、つまり、奉公先の主人の判断次第で、遊女になる可能性があった。彼女たちが芸者奉公にでる店が、遊女屋とよばれており、芸者細見と遊女細見には、同じ遊女屋が並んでいることは表一をみれば一目瞭然である。遊女屋若松屋の名簿も「遊女芸者取扱名前控」であり、両者を一緒に管理していた。芸者と遊女、両者の境界線は、芸道が渡世向きかどうかという非常に曖昧なもので、その境界線は、芸者も遊女も同時に抱えている雇用主の判断で決まった。江戸時代の祇園において、遊女として体を売って生計を立てることと、芸者として芸の道を生き出すことは表裏一体であったといえる。一二歳で芸者奉公にでていたはずであったが、一八歳の時、文久四年（一八六四）には、芸者奉公を辞めて、祇園町北側の近江屋長七のもとに養子にだされており（祇園町一六二号）、芸者から遊女に付け替えになったものと類推される。若松屋の抱える芸者でも、祇園町北側鼠屋ふさ娘の浪花が、「巳（安政四年）八月に遊女江付替」、西新屋敷中之町輪違屋与兵衛内抱の松之栄が「巳（安政四年）十月二遊女江附替」と注記があり、芸者から遊女への付け替えが行われている。

一方で、芸者であっても男性に体売る事が常態化しているという現実もあった。文政五年（一八二二）の洒落本『箱まくら』では、さまざまな状況下で、客が芸者を買ひ、芸者も色を売ろうとしている様子を描いている。^⑨京都町奉行浅野長祚も、京都での遊所行政を京都所司代脇坂安宅と検討するにあたり、次の指摘をしている。^⑩

祇園新地二限り芸者手申名目之者ハ、則遊女之替名同様之事ニ而、技芸のみを以て渡世致候者者別に舞子手申少女御座候（中略）
（芸者の）売方者遊女与違、花代も高之働き捌方も宜候故、専ら土地之潤助ニ相成、且身柄も実娘又者養女等、遊女如く勝手次第

二身任致候訳二も無之、先者壹兩人を目当二身任せ致居、其内二者囲妾之如きもの茂有之、何分遊女同様之取扱二も相成申間敷
（後略）

これは、芸者をなくして、遊女に一括するかどうかを検討するなかでの発言である。身を売らない芸者はほとんどおらず、体を売るという点では遊女同前であるが、遊女のように勝手次第に体を売るわけではなく収入も上である、という認識を浅野が示している。祇園における圧倒的な芸者の数からも、芸者を志向する傾向が強かったことがわかるが、その一方で、上述したようにその立場の強いはずの芸者の奉公契約は、ほぼ遊女の奉公契約と変わらない内容であり、遊女に転身している女性も存在した。町奉行が把握した現実とは、また異なる現実があったことも確かであろう。

ここまで遊女奉公、芸者奉公についてみてきたが、さらに少女たちの養子後の人生について確認したい。八番あいは、先述したように、天保五年（一八三四）に一六歳で芸者奉公にでているが、その三年後に「難病差出、芸者難勤」ということで、年季途中で暇をもらっている^⑪。高木博志氏は、大正期の祇園の衛生環境について、祇園乙部の娼妓二五七名の一年間の入院患者数が二五四名という実態を示し、性病の蔓延状態を指摘している^⑫。江戸時代の祇園の衛生・医療環境が、大正期より優れた環境にあったとは想定しがたい。実際、幕末期の遊女屋尾上屋の抱え遊女の一覧でも、祇園新地清本町の嶋屋卯吉抱えの遊女二二歳の梅（実名むめ）の欄には「病死致」という書き込みがなされており、命を落としたものや遊女や芸者を続けられないものも少なからずいたと思われるが詳細な実態はわからない。

以下、遊所で生き抜いた少女たちのその後を紹介する。表二は、少女たちが祇園に来た時に交わされる一生不通養子娘証文を中心とした史料群から作っており、五番とくと、三三番はるの二三歳が最高齢となり、その後の人生はこの表からはなかなか判明しにくい。先述したように五〇代の祇園の芸者もあり、祇園で芸者として生きるという道も存在していたが、女性たちのなかには、祇園を離れて地方の遊所に行く女性たちもいた。丹後宮津の遊所東新地を分析した曾根ひろみ

表三 祇園遊女・芸者身受け事例

年月	職業	名前	取持	遊女屋	相手	身受金
安政六年七月	芸者	小勇	大和太路弁才天町井筒屋らく	祇園新地富永町玉屋彦太郎	江州中郡金堂村外村与右衛門	三五〇両
安政六年八月	芸者	きみ	祇園町北側松屋ちう	祇園町北側井筒屋安之助	四条東洞院西入丁美濃屋儀兵衛弟庄七	三〇〇両
安政六年八月	芸者	八重路	祇園新地富永町菊屋清介	祇園新地富永町井筒屋常次郎	肥前長崎村瀬彦兵衛	一五〇両
安政六年一〇月	遊女	小竹	宮川筋一丁目丹波屋清兵衛	祇園町南側八百屋善吉	肥前長崎内田紋十郎	一四〇両
安政六年十一月	芸者	鶴路	祇園新地富永町柳屋きく	祇園新地末吉町京屋梅次郎	室町四条上ル丁伊勢屋源介	一八〇両
安政六年十一月	芸者	鶴勇	—	祇園新地富永町井筒屋常次郎	室町御池上ル町紅花渡世西村屋清九郎	三〇〇両
安政六年十二月	芸者	光葉	—	祇園新地末吉町井上屋友三郎	四条御幸町西入丁呉服渡世岩井屋市太郎	三〇〇両
安政六年	遊女	松山	—	祇園新地富永町若松屋源之介	南山城小倉池垣甚七郎	五〇両
安政七年二月	芸者	勇鶴	祇園新地元吉町茶屋八百屋とら	祇園新地富永町若松屋源之介	新町三条上ル町葦筵問屋大坂屋九兵衛	二四〇両

氏は、酌取女（芸者）四六人のうち四一人が京都出身であると指摘している。^⑭ そのなかには祇園町南側や祇園新地元吉町など祇園在住者の娘も数多くみうけられる。また近江国の今津宿の茶屋で働く女性についても、その大半が祇園や八坂出身であるという指摘がある。^⑮ 祇園の茶屋に養子に來た少女たちが、他地域で芸者奉公をする際の選択をおこなう主体や仲介役の実態などは判然としないが、現実として他地域に行つた事例がみいだせることは確かである。

また商家などに身受けされることもあった。表三は、井伊家の調査に載る祇園の遊女・芸者の身受けの記録をまとめたものである。^⑯ 京都のみならず、長崎や近江の商人も身受けをしている。身受金は、一四両から三五〇両までで、個人によって料金は大きく異なる。他にも『仁風集覽』に居所祇園町南側として名前が載る井筒屋まつ娘ゆうが近江商人の家に妾奉公にでている事例もあり、商家の妾になるという選択肢もあったことがわかる。^⑰

最後に九八番の事例を紹介したい。この事例は、明治三年（一八七〇）に、八歳の少女すゑが、八百屋しなの所に一生

不通養子娘にだされている事例であり、本紙証文と別紙一札、宗旨送り状が残されている。宗旨送り状から養子親八百屋しなの居所は祇園新地橋本町であり、その旦那寺が下寺町の長講寺であることがわかる（祇園町二二二号）。実は、二章冒頭でみた嘉永六年（一八五三）に九歳で八百屋虎のもとに一生不通養子娘でやってきたしなの新しい旦那寺も長講寺であった。八百屋虎の住所は川端四条上ルであり異なっているが、茶屋の住所が移動する事例は他にもよくみられる。昭和初期の祇園茶屋の調査を行った中野卓氏は、茶屋本家の継承は女系でなされ、また娘の分家も多くみられることを指摘する。¹⁸例えば、慶応三年（一八六七）祇園町南側の近江屋きのが屋敷一ヶ所を娘とらへ、さらにその近江屋とらが屋敷一ヶ所を妹つるへ譲り渡す旨の届け書が祇園社社代に提出されている。¹⁹この近江屋が茶屋である確証はないが、娘や妹への屋敷委譲という事例が祇園町南側で発生している点を考慮すれば、茶屋である可能性が高いと思われる。しかもこのような形で、養子先の八百屋を継いだ可能性もある。もしこの八百屋しなが、嘉永六年に祇園にやってきたしなならば、明治三年には二六歳である。養子としてはいった茶屋を継ぎ、もしくは、分家をたてて、実親に「傾城遊女ハ不及申二、如何鉢之賤敷給金先借之奉公」（祇園町一一七号）に遣わしても構わないと約束させて、一七年前の自らと同じ契約条件で八歳の養子娘を迎える女主人となったことも十分想定可能である。過酷な労働環境のもと、祇園で生き抜いた女性のなかには、このような選択をした女性もいたのであろう。

- ① 『都の花鏡』《大阪大学附属図書館小野文庫所蔵（九一八、五〇〇）
〇二八二）・国文学研究資料館ウェブサイト「近代書誌・近代画像データベース」参照》。
- ② 「遊女奉公人請状之事」《東北大学附属図書館（七五・一六）》。
- ③ 前掲二章注②「遊女芸者取扱名前控」。
- ④ 岡田万里子「井上流と花街の芸能」（前掲はじめに注⑭岡田著書初出、一九八〇・二〇〇〇年）二五四～二五八頁。
- ⑤ 前掲二章注⑨石井「遊女、飯盛等奉公請状」四八二頁。
- ⑥ 前掲二章注⑨成瀬「近世・明治初期家族法関連史料（五）」一八頁。
- ⑦ 前掲はじめに注②小林論文一五五頁。
- ⑧ 前掲二章注⑨曾根論文一三二頁。
- ⑨ 前掲一章注⑪『箱まくら』。
- ⑩ 前掲一章注②「脇坂安宅宛浅野長祚返答書」三八四～三八五頁。
- ⑪ 前掲二章注⑨石井「遊女、飯盛等奉公請状」四八四頁。
- ⑫ 前掲はじめに注⑭高木「金光教と遊廓・花街」七九頁。
- ⑬ 前掲二章注⑬「遊女芸者名前控」。

- ⑭ 前掲二章注⑨曾根論文一〇〇頁。
- ⑮ 北野裕子「明治初頭の茶屋と女奉公人たち」《近江地方史研究》第三十三号、近江地方史研究会、一九九六年）七〇八頁。
- ⑯ 前掲一章注②『井伊家史料』第二四卷九二・一〇四号。『大日本維新史料 類纂之部 井伊家史料』第二五卷、東京大学史料編纂所、二〇〇七年 一〇三号。
- ⑰ 「妾奉公人一札之事」《嘉永元年（一八四八）》《近江日野商人館所蔵文書》。
- ⑱ 中野卓「祇園町万亭一力とその先祖祀り」《喜多野清一編『家族・親族・村落』早稲田大学出版部、一九八三年）七〇頁。
- ⑲ 「乍憚口上覚」《新編八坂神社文書》第一部、臨川書店、二〇一四年）六一二～六一三頁。

おわりに

以上、本稿では、祇園の遊所としての歴史を概観した上で、一生不通養子娘として祇園にやってきた少女達の契約の実態、また少女達のその後をみてきた。改めて本稿の成果を確認する。

まず祇園研究がこれまで十分深められてこなかった要因である史料について、一生不通養子の契約書、町奉行の調査意見書、遊女屋の内部史料などを発掘したことが第一の成果となる。そして、これらの新出史料を用いて、祇園の遊所としての歴史的展開を、町奉行所や幕府の政策もふまえながら明らかにして、祇園にやってきた少女たちが、一生不通とは名ばかりに、実親との関係も継続しながら労働に従事していた実態を指摘した。少女たちの多くは洛中洛外の借家層から一〇歳未満で遊所祇園の茶屋に養子としてやってきて、その後、遊女屋に所属する形で芸者奉公、遊女奉公に従事するなかで、奉公中での病没や欠落・逃亡という選択肢も含みながら、祇園で芸者として五〇代まで働く事例、地方遊廓の芸者となる事例、商家の妾となる事例、さらには祇園の茶屋の女主人となる事例などのライフコースが存在していたことを描き出した。そのなかで芸を売り物とする芸者という職業について、性を売ることを前提とする遊女とは一線を画しながらも、雇用主の判断次第で容易に遊女に転身しうる表裏一体な存在であったことも指摘した。

二章で紹介した幕末期の救恤者一覧『仁風集覧』の事例では、他地域に比べて圧倒的に女性名が多いのが祇園地域であ

り、その女性たちの多くは茶屋の女主人であった。この女性たちは娘を遊所に売りとばすような貧窮家庭、つまり救恤をうける側の環境で生まれながら、逆に救恤を行うという社会的な行動を主体的に行う側に転身した江戸時代の社会では稀少な存在であり、一方で、幼少時の自分と同じ過酷な条件で、幼い養子娘を受け入れるという選択をした女性たちでもあった。

本稿は、祇園の分析に終始したため、横山百合子氏が紹介した「かしく」や「豊平」たちが生き抜いた吉原や、それ以外の地域の遊廓・遊所で働く女性たちが、本稿で描いたようなライフコースを取り得たのか検討できていない。また今回使用した史料、たとえば一生不通養子娘証文には、ほとんど同じ内容の定型文が記されていることに如実に表れているように、契約という建前の世界で作成されたものも多く、当事者の生の声を掬い取るまでには至らなかった。十分、検討を深められていない史料もあるので、今後さらなる探究を進めたい^①。また芸者や遊女としての労働内容、客との交流の実態も、本稿で用いたような歴史史料からはみえにくい。祇園を舞台にした洒落本や詩歌など、さまざまな史料を活用して複合的に描いていく必要がある。後稿を期したい。

① 筆者架蔵の安政六年（一八五九）の冊子細見『全盛系の音色』の翻

刻紹介は後日、公開予定である。

〔附記〕 本稿の内容は、京都先端科学大学（旧京都学園大学）の講義「日本史概説」にて紹介してきた。さまざまな視点から有益なコメントを寄せてくれた受講生に感謝したい。

A Study of Gion and the Adopted Daughters who were Separated
from Their Parents for Life in the Late Edo Period

by

KAJI Kosuke

This study focusing on girls who came to Gion in Kyoto during the late Edo period under a lifelong adoption contract (*isshōfutsū yōshi* 一生不通養子) reveals the lives of these women and the brothels they lived in Gion. After pointing out the inadequacy of historical records in the study of Gion, the first section provides an overview of the historical development of Gion's

brothels. With regard to the administrative response to Gion, studies of which have previously focused only on the aspect of controlling public morals, I clarified the measures that focused on the economic policy of urban development. In the second section, I employed the Gion-chō documents in the Kyoto University Museum, as well as written testimonies, published lists of prostitutes and geisha, and other documents related to the Gion area to reveal the reality of the lifelong adoption contract. Furthermore, in the third section, I examined the geisha apprenticeship certificate (*geisha bōkō shōmon* 芸者奉公証文) and the prostitute apprenticeship certificate (*yūjo bōkō shōmon* 遊女奉公証文) in order to explore what became of the girls who had come to Gion. I then illustrated the diverse routes of these girls' lives, revealing the cases of women who continued to live in Gion by continuing to work as geisha or by taking over a teahouse, as well as women who went to rural brothels.

Key Words; Gion, adopted daughters who were separated from their parents for life, geisha, prostitute, Gion-chō documents